

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

| ◎ 規 則   | 所管課（室）名    |
|---|------------|
| ○長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則  | 税 務 課      |
| ○長崎県物品取扱規則の一部改正   | 物 品 管 理 室  |
|   |            |
| ◎ 告 示   |            |
| ○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正  | 総 務 文 書 課  |
| ・希少野生動植物種保存地域の指定  | 自 然 環 境 課  |
| ○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正  | 福 祉 保 健 課  |
| ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定   | "          |
| ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出  | "          |
| ・生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出  | "          |
| ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出  | "          |
| ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定   | "          |
| ・保安林の指定の予定  | 林 政 課      |
| ・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定   | 監 理 課      |
| ・長崎県建設工事標準請負契約書   | 建 設 企 画 課  |
| ・道路の区域変更（5件）  | 道 路 維 持 課  |
| ・道路の供用開始（4件）  | "          |
| ・都市計画事業の事業計画の認可（2件）   | "          |
| ・港湾施設の概要  | 港 湾 課      |
| ○公金取扱銀行の事務取扱区分  | 会 計 課      |
| ○かいの指定  | "          |
|   |            |
| ◎ 公 告   |            |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）   | 経 営 支 援 課  |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見（2件）   | "          |
| ・土地改良区の設立の認可  | 農 村 整 備 課  |
| ・土地改良区の役員の就退任（3件）   | "          |
| ・土地改良区の定款変更の認可（3件）  | "          |
| ・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更  | 建 築 課      |
| ・二級建築士試験の実施内容に関する変更   | "          |
| ・木造建築士試験の実施内容に関する変更   | "          |
|   |            |
| ◎ 選挙管理委員会告示   |            |
| ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 | 選挙管理委員会書記室 |

◎ 監査委員公表

・長崎県監査基準の公表

監 査 事 務 局

◎ 正 誤

・令和2年3月6日付け長崎県公報第10904号中

砂 防 課

○令和2年3月6日付け長崎県公報第10904号中

会 計 課

規 則

長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第9号

長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(課税の特例)</p> <p>第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう（第4条第2項の規定により振興局長が課税の特例に係る焼却施設として認定したもの（以下「認定施設」という。）による焼却処理の場合に限る。）。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、製品の製造工程に利用する場合</p> <p>2 略</p> <p>(賦課徴収)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法、政令、条例及びこの規則の規定による文書等の様式は、別表の左欄に掲げる根拠条項に応じ、同表の中欄に掲げる様式によるほか、県税規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。この場合において、県税規則別表中「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項」とあるのは「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項、産廃税規則第9条第2項」と、「条例第7条第1項」とあるのは「条例第7条第1項、産廃税条例第17条第1項」と、「条例第7条第2項」とあるのは「条例第7条第2項、産廃税条例第17条第2項」と、「法第74条の20、第74条の23、第74条の24」とあるのは「法第74条の20、第74条の23、第74条の24、第733条の16第4項、第733条の18第5項」と、「条例第98条」とあるのは「条例第98条、産廃税条例第18条」とする。</p> | <p>(課税の特例)</p> <p>第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう（第4条第2項の規定により振興局長が課税の特例に係る焼却施設として認定したもの（以下「認定施設」という。）による焼却処理の場合に限る。）。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 産業廃棄物を自ら焼却処理する際の熱を回収し、<u>自らの製品の製造工程に利用する場合（委託により中間処理を行った後、当該中間処理により発生した産業廃棄物の焼却処理を自ら行う場合を除く。）</u></p> <p>2 略</p> <p>(賦課徴収)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法、政令、条例及びこの規則の規定による文書等の様式は、別表の左欄に掲げる根拠条項に応じ、同表の中欄に掲げる様式によるほか、県税規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。この場合において、県税規則別表中「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項」とあるのは「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項、産廃税規則第9条第2項」と、「条例第7条第1項」とあるのは「条例第7条第1項、産廃税条例第17条第1項」と、「条例第7条第2項」とあるのは「条例第7条第2項、産廃税条例第17条第2項」と、「法第74条の20、第74条の23、第74条の24、<u>第87条、第90条、第91条、第144条の44、第144条の47、第144条の48</u>」とあるのは「法第74条の20、第74条の23、第74条の24、<u>第87条、第90条、第91条、第144条の44、第144条の47、第144条の48</u>、第733条の16第4項、第733条の18第5項」と、「条例第98条」とあるのは「条例第98条、産廃税条例第18条」とする。</p> |

様式第1号中「自ら焼却処理する」を「焼却処理する」に、「自らの製品」を「製品」に改める。

様式第10号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号附表備考3中「(様式第14号②～⑥欄)」を「(様式第14号②～⑦欄)」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「自ら焼却処理する」を「焼却処理する」に、「自らの製品」を「製品」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第10号

長崎県物品取扱規則の一部を改正する規則

長崎県物品取扱規則（平成20年長崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) かい 歳出予算の令達を受けてこれを執行する振興局、事務所、学校、警察署その他の機関で知事の指定するものをいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>物品管理システム</u> 電子計算機を使用して、物品の受入れ、払出しその他の物品管理情報を入出力して、物品の取得、管理及び処分に関する事務等を行うための電磁的な帳簿を作成するデータベースシステムをいう。</p> <p>(物品管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 物品管理者は、第13条第1項に規定する物品出納簿にその出納を登記すべき物品については、次条第1号に規定する物品管理簿により、使用状況を明らかにして管理しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 物品管理者は、物品管理年間スケジュールに基づき、年1回、配置物品管理者に命じ、配置された物品と物品管理簿、貸付品管理簿及び借入品管理簿（以下「物品管理簿等」という。）との点検及び照合を行わせ、その結果について報告を求めなければならない。ただし、物品管理者が年1回の点検及び照合を行うことが困難と認める相当の理由があるときは、これに代える方法について、物品管理者は出納局長に協議しなければならない。</p> <p>(物品管理簿の管理)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 物品管理者は、配置物品管理者に配置された物品と物品管理簿等との点検及び照合を命ずるときは、物品管理年間スケジュールに基づき、点検及び照合を行う日を指定し、当該実施日における物品管理簿等を物品管理システムから作成するものとする。</p> <p>(物品の分類等)</p> <p>第10条 物品は次の各号に掲げる6種類に分類し、その意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 備品 次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 性質又は形状を変えず、比較的長期間の使用又は保存に耐える物品（ビデオテープ、DVD、CD、ブルーレイディスク等の電子資料を含む。）のうち、1点の取得価格又は取得時の時価評価額が<u>5万円</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) かい 歳出予算の令達を受けてこれを執行する事務所、事業所、学校、警察署その他の機関で知事の指定するものをいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 電子計算機を使用して、物品の受入れ、払出しその他の物品管理情報を入出力して、物品の取得、管理及び処分に関する事務等を行うための電磁的な帳簿を作成するデータベースシステムをいう。</p> <p>(物品管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 物品管理者は、第13条第1項に規定する、物品出納簿にその出納を登記すべき物品については、次条第1号に規定する物品管理簿により、使用状況を明らかにして管理しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 物品管理者は、物品管理年間スケジュールに基づき、年1回、配置物品管理者に命じ、配置された物品と物品管理簿、貸付品管理簿及び借入品管理簿（以下「物品管理簿等」という。）との点検及び照合を行わせ、その結果について報告を求めなければならない。ただし、物品管理者が年1回の点検および照合を行うことが困難と認める相当の理由があるときは、これに代える方法について、物品管理者は出納局長に協議しなければならない。</p> <p>(物品管理簿の管理)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 物品管理者は、配置物品管理者に配置された物品と物品管理簿等との点検及び照合を命ずるときは、物品管理年間スケジュールに基づき、点検及び照合を行う日を指定し、当該実施日における物品管理簿等を物品管理システムから作成させるものとする。</p> <p>(物品の分類等)</p> <p>第10条 物品は次の各号に掲げる6種類に分類し、その意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 備品 次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 性質又は形状を変えず、比較的長期間の使用又は保存に耐える物品（ビデオテープ、DVD、CD、ブルーレイディスク等の電子資料を含む。）のうち、1点の取得価格又は取得時の時価評価額が<u>3万円</u></p> |

以上のもの  
 ウ 略  
 (3) 略  
 (4) 消耗品 次に掲げるもの  
     ア 1回又は短期間の使用（譲与を含む。）によって消耗される物品又は毀損されやすい物品  
     イ及びウ 略  
 (5)及び(6) 略  
 2及び3 略  
 （出納員等が備える帳簿）  
 第12条 略  
 2 出納員等は、前条の通知があったときは、速やかに当該物品の出納を物品出納簿に登記しなければならないものとし、その登記は、物品管理システムへの入力により確実に行わなければならない。  
 （物品出納簿に登記すべき物品）  
 第13条 物品出納簿にその出納を登記すべき物品は、次に掲げる物品とする。  
 (1) 第10条第1項第1号に規定する重要物品  
 (2) 第10条第1項第2号アに規定する備品のうち1点の取得価格が5万円以上のもの、同号イに規定する備品及び同号ウに規定する公印  
 (3) 第10条第1項第3号に規定する各種書籍、図書等のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が2万円以上のもの及び同号イに規定する加除式の書籍（台本）  
 (4) 第10条第1項第5号に規定する生産品のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が5万円以上のもの  
 (5) 第10条第1項第6号に規定する動植物（自家生産された動植物を除く。）のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が5万円以上のもの及び次項の規定により消耗品等出納簿に登記された動物のうち別に定める基準により物品出納簿に登記することとされたもの  
 (6)及び(7) 略  
 2 略  
 （生産品又は自家生産動植物の引継ぎ）  
 第19条 生産品又は自家生産動植物については、速やかに生産品等引継書（様式第8号）により、当該物品を物品管理者に引き継がなければならない。ただし、生産又は製造の後、直ちに腐敗、破損等により廃棄処分（試験研究、実習等に係る消費を含む。）するものについては、この限りでない。  
 （分類換え）  
 第23条 略  
 2 異なる会計相互の間において行う物品の分類換えは、有償とするものとする。ただし、物品管理者が特に認めた場合は、この限りでない。  
 （交換の手続）  
 第27条 財産条例第5条の規定により物品の交換をするときは、次に掲げる事項を記載した書面により物品の交換を決定しなければならない。  
 (1)～(5) 略  
 2 略  
 （物品の不用決定及び処分）  
 第31条 物品管理者は、物品管理簿に登記されている物品について、売却、棄却又は財産条例第6条の規定により譲与（減額譲渡を含む。）の方法により処分を行おうとするときは、物品の不用決定（処分）決議書及び処分結果報告書（様式第14号）により、不用及び処分の決定しなければなら

以上のもの  
 ウ 略  
 (3) 略  
 (4) 消耗品 次に掲げるもの  
     ア 1回又は短期間の使用（譲与を含む。）によって消耗される物品及び毀損されやすい物品  
     イ及びウ 略  
 (5)及び(6) 略  
 2及び3 略  
 （出納員等が備える帳簿）  
 第12条 略  
 2 出納員等は、前条第1項の通知があったときは、速やかに当該物品の出納を物品出納簿に登記しなければならないものとし、その登記は、物品管理システムへの入力により確実に行わなければならない。  
 （物品出納簿に登記すべき物品）  
 第13条 物品出納簿にその出納を登記すべき物品は、次に掲げる物品とする。  
 (1) 第10条第1号に規定する重要物品  
 (2) 第10条第2号に規定する備品  
 (3) 第10条第3号に規定する各種書籍、図書等のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が1万円以上のもの及び第10条第3号イに規定する加除式の書籍（台本）  
 (4) 第10条第5号に規定する生産品のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が3万円以上のもの  
 (5) 第10条第6号に規定する動植物（自家生産された動植物を除く。）のうち1点の取得価格又は取得時の時価評価額が3万円以上のもの及び次項の規定により消耗品等出納簿に登記された動物のうち別に定める基準により物品出納簿に登記することとされたもの  
 (6)及び(7) 略  
 2 略  
 （生産品及び自家生産動植物の引継ぎ）  
 第19条 生産品又は動植物（自家生産動植物に限る。）については、速やかに生産品等引継書（様式第8号）により、当該物品を物品管理者に引き継がなければならない。ただし、生産又は製造の後、直ちに腐敗、破損等により廃棄処分するものについては、この限りでない。  
 （分類換え）  
 第23条 略  
 2 異なる会計相互の間において行う物品の分類替えは、有償とするものとする。ただし、物品管理者が特に認めた場合は、この限りでない。  
 （交換の手続）  
 第27条 財産条例第5条の規定により物品の交換をするときは、次に掲げる事項を記載した書面により財産条例第5条の規定により物品の交換を決定しなければならない。  
 (1)～(5) 略  
 2 略  
 （物品の不用決定及び処分）  
 第31条 物品管理者は、物品管理簿に登記されている物品について、売却、棄却、除却又は財産条例第6条の規定により譲与（減額譲渡を含む。）の方法により処分を行おうとするときは、物品の不用決定（処分）決議書及び処分結果報告書（様式第14号）により、不用及び処分の決定しなけ

|   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
|---|-------|--------|--------|----------|---------|--|-------------------------|--|--|-------|--------|--------|----------|---------|---|-------------------------|
| <p>らない。<br/>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>一 印紙類</td></tr> <tr><td>二 劇毒薬物</td></tr> <tr><td>三 商品券類</td></tr> <tr><td>四 受験（検）票</td></tr> <tr><td>五 現金領収書</td></tr> <tr><td>六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分（試験研究、実習等に係る消費を含む。）するものを除く。）</td></tr> <tr><td>七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。）</td></tr> <tr><td>八 売払いを目的とするもののうち、物品管理者が在庫管理を必要と認めるもの（上記六及び七を除く。）</td></tr> </table> | 一 印紙類 | 二 劇毒薬物 | 三 商品券類 | 四 受験（検）票 | 五 現金領収書 | 六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分（試験研究、実習等に係る消費を含む。）するものを除く。） | 七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。） | 八 売払いを目的とするもののうち、物品管理者が在庫管理を必要と認めるもの（上記六及び七を除く。） | <p>ればならない。<br/>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>一 印紙類</td></tr> <tr><td>二 劇毒薬物</td></tr> <tr><td>三 商品券類</td></tr> <tr><td>四 受験（検）票</td></tr> <tr><td>五 現金領収書</td></tr> <tr><td>六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分するものを除く。）</td></tr> <tr><td>七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。）</td></tr> </table> | 一 印紙類 | 二 劇毒薬物 | 三 商品券類 | 四 受験（検）票 | 五 現金領収書 | 六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分するものを除く。） | 七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。） |
| 一 印紙類   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 二 劇毒薬物  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 三 商品券類  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 四 受験（検）票  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 五 現金領収書   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分（試験研究、実習等に係る消費を含む。）するものを除く。）  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。）   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 八 売払いを目的とするもののうち、物品管理者が在庫管理を必要と認めるもの（上記六及び七を除く。）  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 一 印紙類   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 二 劇毒薬物  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 三 商品券類  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 四 受験（検）票  |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 五 現金領収書   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 六 生産品（物品出納簿に登録するもの及び生産又は製造後直ちに廃棄処分するものを除く。）   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |
| 七 動植物（物品出納簿に登録するものを除く。）   |       |        |        |          |         |  |                         |  |  |       |        |        |          |         |   |                         |

様式第14号中「(第31条関係)」を「(第31条、第32条関係)」に改め、「決議書番号」を削り、

「

|            |  |
|------------|--|
| 処分の方法      |  |
| 相手方        |  |
| 産業廃棄物の処理方法 |  |
| その他参考となる事項 |  |

を

」

「

|            |  |
|------------|--|
| 処分の方法      |  |
| 産業廃棄物の処理方法 |  |
| その他参考となる事項 |  |

に改める。

※売却及び棄却の場合は、上記決裁後業者と住所を手書きすること。

|     |  |
|-----|--|
| 相手方 |  |
|-----|--|

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に改正前の長崎県物品取扱規則によりした手続その他の行為で、改正後の長崎県物品取扱規則に相当の規定があるものについては、同規則の相当の規定によってした手続その他の行為とみなす。

告 示

長崎県告示第227号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 改正後                  | 改正前                  |
| 別表（第2条関係）<br>学事振興課関係 | 別表（第2条関係）<br>学事振興課関係 |

| 補助金の名称              | 交付の目的  | 補助事業の内容、対象経費等   | 補助率又は額 | 補助対象者 | 補助金の名称              | 交付の目的  | 補助事業の内容、対象経費等   | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|---------------------|--|---|--------|-------|---------------------|--|---|--------|-------|
| 1及び2 略              |  |   |        |       | 1及び2 略              |  |   |        |       |
| 3 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金 | 私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。 | 補助対象者が、次に掲げる保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額。ただし、(1)及び(4)については全日制及び通信制に、(2)については通信制及び専攻科に、(3)については専攻科に係る授業料の軽減措置においてのみ適用するものとする。<br>(1) 略<br>(2) 市町村民税所得割及び県民税所得割を非課税とされた者<br>(3) 市町村民税所得割及び県民税所得割の保護者合計額が別に定める基準額未満である者<br>(4) 課税標準額が別に定める金額に該 | 略      | 略     | 3 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金 | 私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。 | 補助対象者が、次に掲げる保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額<br><br>(1) 略<br>(2) 市町村民税所得割を非課税とされた者<br><br>(3) 市町村民税所得割の保護者合計額が別に定める基準額未満である者<br><br>(4) 収入額が生計費の1.2倍未満である | 略      | 略     |

|   |                   |  |  |   |   |                   |  |  |   |
|---|-------------------|--|--|---|---|-------------------|--|--|---|
| 4 | 長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金 | 私立の高等学校等に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。             | <p>当する者</p> <p>補助対象者が、失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難で、次に掲げる者と同程度の経済的状況にある保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額。ただし、(3)については、高等学校（4年及び5年並びに専攻科を含まない。）に係る授業料の軽減措置においてのみ適用するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>課税標準額が別に定める金額に該当する者</u></p> | 略 | 4 | 長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金 | 私立の高等学校等に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。             | <p>者</p> <p>補助対象者が、失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難で、次に掲げる者と同程度の経済的状況にある保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額。ただし、(3)については、高等学校（4年及び5年並びに専攻科を含まない。）に係る授業料の軽減措置においてのみ適用するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>収入額が生計費の1.2倍未満である者</u></p> | 略 |
| 5 | 長崎県私立高等学校生徒通学費補助金 | 私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。 | <p>当する者</p> <p>補助対象者が、保護者の負担する生徒の通学費に対して助成を行う場合における当該助成額。ただし次に掲げる条件による。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通学距離は<u>9キロメートル</u></p>  | 略 | 5 | 長崎県私立高等学校生徒通学費補助金 | 私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。 | <p>者</p> <p>補助対象者が、保護者の負担する生徒の通学費に対して助成を行う場合における当該助成額。ただし次に掲げる条件による。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通学距離は<u>12キロメートル</u>以</p>   | 略 |

|         |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
|---------|------------------------------------|--|---|--|---|----|-----------------------------------|--|--|---------------------------------------|---|
|         |                                    |  | ル以上の場<br>合に限る。<br>ただし、次<br>に掲げる要<br>件のいずれ<br>かに該当す<br>る場合は、<br>この限りで<br>ない。<br>ア～ウ<br>略 |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 6及び7 略  |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 8       | 長崎県私<br>立学校退<br>職金財団<br>補助金        | 私立学校<br>における<br>教職員の<br>福祉を増<br>進し、も<br>って私立<br>学校教育<br>の振興を<br>図る。  | 補助対象者<br>が実施する<br>退職金交付<br>事業に係る<br>業務に要す<br>る経費  | 会員の標<br>準給与の<br>総額の<br>1000分の<br>28以内                | 公益財団法人長崎県私<br>立学校退職<br>金財団  | 8  | 長崎県私<br>立学校退<br>職金財団<br>補助金       | 私立学校<br>における<br>教職員の<br>福祉を増<br>進し、も<br>って私立<br>学校教育<br>の振興を<br>図る。  | 補助対象者<br>が実施する<br>退職金交付<br>事業に係る<br>業務に要す<br>る経費 | 会員の標<br>準給与の<br>総額の<br>1000分の<br>30以内 | 財団法人長<br>崎県私立学<br>校退職金財<br>団（昭和41<br>年8月9日<br>に財団法人<br>長崎県私立<br>学校退職金<br>財団という<br>名称で設立<br>された法人<br>をいう。） |
| 9～14 略  |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 15 削除   |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 15～17 略 |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 18      | 長崎県私<br>立専門学<br>校授業料<br>等軽減補<br>助金 | 私立専門<br>学校にお<br>ける教育<br>に係る経<br>済的負<br>担の軽減<br>を図り、<br>もって教<br>育の機会<br>均等に寄<br>与する。                        | 補助対象者<br>が、生徒が<br>負担するべ<br>き授業料及<br>び入学金に<br>対して軽減<br>措置を行う<br>場合におけ<br>る当該軽減<br>相当額    | 10分の10<br>以内。た<br>だし、別<br>に定める<br>基準によ<br>り算定す<br>る額 | 大学等にお<br>ける修学の<br>支援に関す<br>る法律（令<br>和元年法律<br>第8号）の<br>規定に基づ<br>く修学の支<br>援の対象機<br>関となる私<br>立専門学校<br>を設置して<br>いる者 | 19 | 私立専門<br>学校生徒<br>授業料等支<br>援金       | 国による<br>専門学校<br>生に対する<br>経済的<br>支援策に<br>ついての<br>総合的な<br>検討に係<br>る実証研<br>究に協力<br>する。                        | 補助対象者<br>である生徒<br>が負担する<br>べき授業料                 | 別に定め<br>る基準に<br>より算定<br>する額           | 本県内の私<br>立専門学校<br>に在学して<br>いる者  |
| 19～22 略 |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 20～23 略 |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 24      | 県立大学<br>実践的教<br>育推進事<br>業費補助<br>金  | 地域の即<br>戦力とな<br>る人材の<br>育成及び<br>地元定<br>着の促進<br>を図るた<br>め、県立<br>大学が実<br>施する実<br>践的な教<br>育等の取<br>組を支援<br>する。 |   |  |   | 24 | 県立大学<br>実践的教<br>育推進事<br>業費補助<br>金 | 地域の即<br>戦力とな<br>る人材の<br>育成及び<br>地元定<br>着の促進<br>を図るた<br>め、県立<br>大学が実<br>施する実<br>践的な教<br>育等の取<br>組を支援<br>する。 | 実践的な教<br>育及び地元<br>定着に資す<br>る取組に要<br>する経費         | 10分の10<br>以内                          | 長崎県公立<br>大学法人   |
| 23 略    |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |
| 25 略    |                                    |  |   |  |   |    |                                   |  |  |                                       |   |

**長崎県告示第228号**

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 希少野生動植物種の名称及び希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

| 名称（種名 [科名]）        | 希少野生動植物種保存地域の指定区域   |
|--------------------|---|
| <植物>               |   |
| ウスバサイシン [ウマノスズクサ科] | 対馬市   |
| タイリンアオイ [ウマノスズクサ科] | 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町 |
| <魚類>               |   |
| カゼトゲタナゴ [コイ科]      | 壱岐市   |
| <貝類>               |   |
| マツカサガイ [イシガイ科]     | 壱岐市   |

**長崎県告示第229号**

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後                  |  |  |   |   |              | 改正前                  |             |            |                       |            |              |
|----------------------|--|--|---|---|--------------|----------------------|-------------|------------|-----------------------|------------|--------------|
| 別表（第2条関係）<br>長寿社会課関係 |  |  |   |   |              | 別表（第2条関係）<br>長寿社会課関係 |             |            |                       |            |              |
|                      | 補助金の<br>名 称  | 交付の<br>目 的   | 補助事業の<br>内容、対象<br>経費等                             | 補助率<br>又は額  | 補 助<br>対 象 者 |                      | 補助金の<br>名 称 | 交付の<br>目 的 | 補助事業の<br>内容、対象<br>経費等 | 補助率<br>又は額 | 補 助<br>対 象 者 |
| 1～18 略               |  |  |   |   |              | 1～18 略               |             |            |                       |            |              |
| 19                   | 長崎県社<br>会福祉施<br>設等設備<br>災害復旧<br>費補助金<br>(介護事<br>業所・施<br>設等災害<br>復旧事業<br>分) | 令和元年<br>8月豪雨<br>により被<br>災した介<br>護サービ<br>ス等事業<br>者の設備<br>等の復旧<br>に対して<br>支援を行<br>う。 | 令和元年8<br>月豪雨によ<br>り被災した<br>被災事業所<br>の再開に要<br>する経費 | 国 要 綱<br>(令和2<br>年1月30<br>日付厚生<br>労働省発<br>老0130第<br>1号) 3<br>の(3)に定<br>める施設<br>の種類ご<br>とに、国<br>要綱6の<br>(2)に定め<br>る基準額<br>の合計額 | 民間事業者        |                      |             |            |                       |            |              |

**長崎県告示第230号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

| 医療機関名                   | 開設者                      | 所在地              | 指定年月日    | 有効期間       |
|-------------------------|--------------------------|------------------|----------|------------|
| すみれ薬局                   | クオール株式会社 代表取締役 荒木 勲      | 長崎県南島原市深江町丁2235  | 令和2年2月1日 | 令和8年1月31日  |
| おおしま薬局（富の原店）            | 株式会社 勝山薬局 代表取締役 大嶋 一鶴    | 長崎県大村市富の原2-215-1 | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |
| ミツバチ薬局                  | ミツバチ商店株式会社 代表取締役 下坂 美紀   | 長崎県大村市古賀島町593-2  | 令和2年2月1日 | 令和8年1月31日  |
| ヤクシン薬局 御館山店             | 株式会社 ヤクシンP G 代表取締役 藤本 明弘 | 長崎県諫早市永昌町43番19号  | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |
| 長崎調剤薬局 富の原店             | キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦 | 長崎県大村市富の原2-748-1 | 令和2年3月3日 | 令和8年3月2日   |
| 長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター | 長崎県病院企業団 企業長 米倉 正大       | 長崎県五島市奈留町浦1644番地 | 令和2年1月1日 | 令和7年12月31日 |
| 久山歯科                    | 小鉢 武稔                    | 長崎県諫早市久山台10-1    | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |
| くやま薬局                   | 有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛        | 長崎県諫早市久山町2177-1  | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |
| そうごう薬局 諫早小野町店           | 総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利  | 長崎県諫早市小野町332-1   | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |
| こおり薬局                   | 鶴田 孝義                    | 長崎県大村市皆同町162-5   | 令和2年3月1日 | 令和8年2月12日  |
| にしむらクリニック               | 医療法人社団 西村医院 理事長 西村 柳介    | 長崎県諫早市永昌町43番22号  | 令和2年3月1日 | 令和8年2月28日  |

#### 長崎県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

| 区分 | 医療機関名       | 開設者                  | 所在地            | 変更事項   | 変更年月日     |
|----|-------------|----------------------|----------------|--------|-----------|
| 旧  | 医療法人社団 長崎医院 | 医療法人一省会 理事長<br>長崎 省吾 | 長崎県大村市寿古町767番地 | 医療機関名称 | 令和2年1月28日 |
| 新  | 長崎医院        |                      |                |        |           |

### 長崎県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

| 医療機関名   | 開設者   | 所在地             | 休止年月日     |
|---------|-------|-----------------|-----------|
| アマコ歯科医院 | 尼子 直喜 | 長崎県壱岐市勝本町勝本浦177 | 令和2年1月30日 |

### 長崎県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

| 医療機関名  | 開設者                        | 所在地             | 廃止年月日     |
|--------|----------------------------|-----------------|-----------|
| すみれ薬局  | 有限会社フジタ調剤薬局<br>代表取締役 藤田 立明 | 長崎県南島原市深江町丁2235 | 令和2年1月31日 |
| ミツバチ薬局 | 株式会社ビーネン 代表<br>取締役 下坂 健    | 長崎県大村市古賀島町593-2 | 令和2年1月31日 |

### 長崎県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 事業所の名称及び所在地                               |                        | 申請者の名称及び所在地               |                        | サービスの種類                    | 指定年月日    |
|---|------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------------|----------|
| 医療法人慈眼会<br>坂本医院内科・婦<br>人科 指定介護療<br>養型医療施設 | 長崎県島原市親和<br>町丁2670番地10 | 医療法人慈眼会<br>理事長 関本 眞<br>由美 | 長崎県島原市親和<br>町丁2670番地10 | 短期入所療養介<br>護・介護療養型<br>医療施設 | 令和2年1月1日 |

**長崎県告示第235号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

## 1 保安林予定森林の所在場所

五島市奥浦町1586・1592・1598の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、903、904、1543、1544、1545の1、1548から1551まで、1552の1、1552の2、1553、1556、1562から1565まで、1571から1573まで、1587、1588、1593、1594、1595の1、1595の2、1596の2、1601、1603のイ、1603のロ、1604

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第236号**

長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定をしたので、同条第2項の規定により告示し、令和2年4月1日から適用する。なお、長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定（平成31年長崎県告示第247号）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

## (採取禁止区域)

## 1 条例第7条第1項第1号に規定する条例第3条第1項第2号の行為（以下「採取行為」という。）を禁止する区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 陸岸からの距離が500メートル以内の区域又は水深20メートル以浅の区域

(2) 別表第1に定める海浜地の地先2キロメートル以内の区域（前号に掲げる区域を除く。）

(3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3に規定する漁港漁場整備長期計画に基づき整備された漁場造成区域で別表第2、別表第3（その1）及び別表第3（その2）並びに別表第4（その1）及び別表第4（その2）に定める区域（前2号に掲げる区域を除く。）

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり地域の地先海域で、地すべりを助長するとして別表第5に定める区域（前3号に掲げる区域を除く。）

(5) 西海国立公園及び壱岐対馬国定公園内で、自然公園法（昭和32年法律第161号）第22条第1項の規定に基づき海域公園地区に指定された区域及びその区域から1キロメートル以内の区域（前各号に掲げる区域を除く。）

## (採取資格)

## 2 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行うことができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第3条の登録を受けていること。

(2) 長崎県内に事務所を有し、当該事務所に法第4条第1項第2号の砂利採取業務主任者を常時1人以上置い

ていること。

- (3) 自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものであること。
- (4) 一般社団法人長崎県砂利協会の正会員であって、過去3年以内に長崎県内で海砂採取の実績を有する者又は同協会の賛助会員である協同組合であること。

(採取方法等)

3 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行う場合の採取方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1採取場における採取は1日2回以内とし、1回の操業に使用する採取船は常時1隻でなければならない。
- (2) 採取は、ガット方式（ガットクレーンによる採取方式をいう。）又はポンプ方式（水中サンドポンプによる採取方式をいう。）によるものとする。
- (3) 採取船の船倉から排出される汚濁水については、その拡散防止に努めなければならない。
- (4) 採取の時間は、日の出から日没までの間とする。
- (5) 採取した海砂の荷揚げは、原則として午後9時から午前6時までの間に行ってはならない（港湾管理者及び漁港管理者の許可並びに付近の住民の承諾を得ている場合を除く。）。
- (6) 採取した海砂を他の採取船等に積み替える行為をしてはならない（工事又は陸揚げ等に係る場合であって、当該行為が必要と認められるときで、転載・沖積行為届出書（様式第1号）を知事に提出した場合を除く。）。
- (7) 採取船は、作業中は土石採取許可書の写しを携行するとともに、ブリッジ両側に標識（大きき90センチメートル×180センチメートル以上とする。）を掲げて、採取中であることを明確にしなければならない。
- (8) 採取船は、位置確認のためのGPS（人工衛星からの電波を利用した位置測定装置をいう。以下同じ。）及び同記録装置（GPSで測定した位置を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。
- (9) 採取船は、採取量の記録を行うために、採取ポンプ稼働記録装置（水中サンドポンプの稼働状況を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。

(採取限度量)

4 条例第7条第1項第3号に規定する各年度の採取限度量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和2年度 250万立方メートル
- (2) 令和3年度 250万立方メートル
- (3) 令和4年度 250万立方メートル
- (4) 令和5年度 250万立方メートル

別表第1

(海浜地)

| 番号 | 海浜地名       | 所在市町村名 | 関係地方機関         |
|----|------------|--------|----------------|
| 1  | 柿泊白浜弁天海浜地  | 長 崎 市  | 長崎振興局長崎港湾漁港事務所 |
| 2  | 福田遊園地海浜地   | 〃      |                |
| 3  | 網場の脇海浜地    | 〃      |                |
| 4  | 立石海浜地      | 〃      |                |
| 5  | 宮摺海浜地      | 〃      |                |
| 6  | 川原海浜地      | 〃      |                |
| 7  | 岳路海浜地      | 〃      |                |
| 8  | 黒浜海浜地      | 〃      |                |
| 9  | 以下宿海浜地     | 〃      |                |
| 10 | 高浜海浜地      | 〃      |                |
| 11 | 田の子海浜地     | 〃      |                |
| 12 | 野母郷の内沿岸海浜地 | 〃      |                |
| 13 | 脇岬海浜地      | 〃      |                |
| 14 | 里平海浜地      | 〃      |                |
| 15 | 白浜海浜地      | 〃      |                |
| 16 | 長浜海浜地      | 雲 仙 市  |                |
| 17 | 千々石海浜地     | 〃      |                |

|    |           |       |            |
|----|-----------|-------|------------|
| 18 | 大浜海浜地     | 〃     | 島原振興局      |
| 19 | 野田浜海浜地    | 南島原市  |            |
| 20 | 前浜海浜地     | 〃     |            |
| 21 | 白浜海浜地     | 〃     |            |
| 22 | 鹿子前海浜地    | 佐世保市  |            |
| 23 | 白浜海浜地     | 〃     | 県北振興局      |
| 24 | 大浜海浜地     | 〃     |            |
| 25 | スゲ浜海浜地    | 〃     |            |
| 26 | 汐出海浜地     | 〃     |            |
| 27 | 鹿町海浜地     | 〃     |            |
| 28 | 明ノ川内海浜地   | 平戸市   |            |
| 29 | 根獅子海浜地    | 〃     |            |
| 30 | 飯良海浜地     | 〃     |            |
| 31 | 前津吉海浜地    | 〃     |            |
| 32 | 田の浦海浜地    | 〃     |            |
| 33 | 下中野海浜地    | 〃     |            |
| 34 | 大川原海浜地    | 〃     |            |
| 35 | 一六海浜地     | 〃     |            |
| 36 | 千里ヶ浜海浜地   | 〃     |            |
| 37 | 宝の浜海浜地    | 松浦市   |            |
| 38 | 大崎海浜地     | 〃     |            |
| 39 | 初崎海浜地     | 〃     |            |
| 40 | 土谷海浜地     | 〃     |            |
| 41 | 浅谷海浜地     | 〃     |            |
| 42 | 柳海浜地      | 西海市   |            |
| 43 | 雪浦海浜地     | 〃     |            |
| 44 | 尻久砂里浜海浜地  | 〃     |            |
| 45 | 彼杵海浜地     | 東彼杵町  |            |
| 46 | 大崎海浜地     | 川棚町   |            |
| 47 | 白浜海浜地     | 小値賀町  |            |
| 48 | 柿ノ浜海浜地    | 〃     |            |
| 49 | 船瀬海浜地     | 〃     |            |
| 50 | 野首海浜地     | 〃     |            |
| 51 | 大浜・香珠子海浜地 | 五島市   | 五島振興局      |
| 52 | 六方海浜地     | 〃     |            |
| 53 | 白良ヶ浜海浜地   | 〃     |            |
| 54 | 高浜・頓泊海浜地  | 〃     |            |
| 55 | 蛤浜海浜地     | 新上五島町 | 五島振興局上五島支所 |
| 56 | 白浜海浜地     | 〃     |            |
| 57 | 小串海浜地     | 〃     |            |
| 58 | 船崎海浜地     | 〃     |            |
| 59 | 三本松海浜地    | 〃     |            |
| 60 | 堤海浜地      | 〃     |            |
| 61 | 高井旅海浜地    | 〃     |            |
| 62 | 後浜串海浜地    | 〃     |            |
| 63 | 塩樽海浜地     | 壱岐市   |            |
| 64 | 大島海浜地     | 〃     |            |
| 65 | 辰ノ島海浜地    | 〃     |            |
| 66 | 串山海浜地     | 〃     |            |

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 67 | 天ヶ原海浜地 | 〃   | 沓岐振興局 |
| 68 | 清石浜海浜地 | 〃   |       |
| 69 | 筒城浜海浜地 | 〃   |       |
| 70 | 大浜海浜地  | 〃   |       |
| 71 | 錦浜海浜地  | 〃   |       |
| 72 | 井口浜海浜地 | 対馬市 | 対馬振興局 |
| 73 | 三字田海浜地 | 〃   |       |
| 74 | 茂木海浜地  | 〃   |       |
| 75 | 鱒浦海浜地  | 〃   |       |
| 76 | 太田浦海浜地 | 〃   |       |
| 77 | 黒島海浜地  | 〃   |       |

(注) 区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。

別表第2

下表に示す大型魚礁造成区域の中心点から500メートル以内の区域

| 設置年度   | 海 域 | 中 心 点 位 置      |                 |
|--------|-----|----------------|-----------------|
| 昭和52年度 | 長崎北 | 北緯：33° 34.195′ | 東経：129° 29.865′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 09.800′ | 東経：129° 10.200′ |
| 昭和53年度 | 〃   | 北緯：33° 35.845′ | 東経：129° 37.314′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 09.800′ | 東経：129° 09.500′ |
| 昭和54年度 | 〃   | 北緯：33° 20.196′ | 東経：129° 15.367′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 07.498′ | 東経：129° 21.467′ |
| 昭和55年度 | 〃   | 北緯：33° 17.197′ | 東経：129° 20.867′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 19.996′ | 東経：129° 14.967′ |
| 昭和56年度 | 〃   | 北緯：33° 28.803′ | 東経：129° 27.616′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 16.090′ | 東経：128° 58.686′ |
| 昭和57年度 | 〃   | 北緯：33° 35.442′ | 東経：129° 39.654′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 10.072′ | 東経：129° 28.062′ |
| 昭和58年度 | 〃   | 北緯：33° 17.087′ | 東経：129° 20.583′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 16.208′ | 東経：128° 58.415′ |
| 昭和59年度 | 〃   | 北緯：33° 30.259′ | 東経：129° 12.053′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 10.192′ | 東経：129° 15.366′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.780′ | 東経：128° 48.640′ |
| 昭和60年度 | 〃   | 北緯：33° 26.098′ | 東経：129° 28.294′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 25.809′ | 東経：129° 15.908′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 10.196′ | 東経：129° 27.694′ |
| 昭和61年度 | 〃   | 北緯：33° 06.792′ | 東経：129° 22.032′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 29.068′ | 東経：129° 27.719′ |
| 昭和62年度 | 〃   | 北緯：33° 28.496′ | 東経：129° 28.065′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 06.998′ | 東経：129° 21.867′ |
| 昭和63年度 | 〃   | 北緯：33° 16.477′ | 東経：129° 21.097′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 26.150′ | 東経：129° 10.300′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 25.896′ | 東経：129° 28.466′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 35.595′ | 東経：129° 38.665′ |
| 平成元年度  | 〃   | 北緯：33° 25.810′ | 東経：129° 28.820′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 26.395′ | 東経：129° 10.767′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 16.320′ | 東経：129° 20.620′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 29.360′ | 東経：129° 43.240′ |
| 平成2年度  | 〃   | 北緯：33° 27.516′ | 東経：129° 30.365′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 19.976′ | 東経：129° 25.306′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.260′ | 東経：129° 00.530′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.808′ | 東経：129° 27.866′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 29.496′ | 東経：129° 43.624′ |
| 平成3年度  | 〃 | 北緯：33° 35.971′ | 東経：129° 36.021′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.930′ | 東経：129° 28.652′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 18.246′ | 東経：129° 14.067′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.864′ | 東経：129° 27.266′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 16.996′ | 東経：129° 01.318′ |
| 平成4年度  | 〃 | 北緯：33° 06.806′ | 東経：129° 21.488′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 29.247′ | 東経：129° 43.959′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 24.533′ | 東経：129° 29.379′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 26.019′ | 東経：129° 14.787′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 11.594′ | 東経：129° 10.212′ |
| 平成5年度  | 〃 | 北緯：33° 12.314′ | 東経：129° 09.651′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 29.079′ | 東経：129° 43.631′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 16.692′ | 東経：129° 16.327′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 30.428′ | 東経：129° 30.365′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 08.048′ | 東経：129° 26.044′ |
| 平成6年度  | 〃 | 北緯：33° 10.567′ | 東経：129° 30.136′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.626′ | 東経：129° 15.647′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.056′ | 東経：129° 34.275′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.515′ | 東経：129° 24.816′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.827′ | 東経：129° 09.068′ |
| 平成7年度  | 〃 | 北緯：33° 07.865′ | 東経：129° 34.432′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 19.616′ | 東経：129° 24.196′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 10.157′ | 東経：129° 13.717′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 26.590′ | 東経：129° 38.161′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.346′ | 東経：129° 59.688′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 15.317′ | 東経：129° 09.797′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.580′ | 東経：129° 25.137′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 07.420′ | 東経：129° 24.841′ |
| 平成8年度  | 〃 | 北緯：33° 13.157′ | 東経：129° 10.217′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 30.085′ | 東経：129° 44.265′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 28.156′ | 東経：129° 35.403′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.777′ | 東経：129° 23.676′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 07.578′ | 東経：129° 34.095′ |
| 平成9年度  | 〃 | 北緯：33° 26.648′ | 東経：129° 29.562′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 30.412′ | 東経：129° 42.184′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 13.610′ | 東経：129° 09.976′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.690′ | 東経：129° 34.547′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.358′ | 東経：129° 28.928′ |
| 平成10年度 | 〃 | 北緯：33° 13.131′ | 東経：129° 10.159′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 24.321′ | 東経：129° 34.916′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.877′ | 東経：129° 27.774′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.417′ | 東経：129° 23.186′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 07.618′ | 東経：129° 34.685′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 10.727′ | 東経：128° 50.739′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 06.944′ | 東経：129° 25.017′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 30.373′ | 東経：129° 42.505′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.106′ | 東経：129° 16.620′ |
| 平成11年度 | 〃 | 北緯：33° 10.805′ | 東経：128° 49.429′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 29.991′ | 東経：129° 42.101′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.157′ | 東経：129° 29.620′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.927′ | 東経：129° 21.326′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 10.967′ | 東経：129° 28.182′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 16.767′ | 東経：129° 01.772′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 25.456′ | 東経：129° 37.505′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 18.119′ | 東経：129° 17.222′ |
| 平成12年度 | 〃 | 北緯：33° 28.915′ | 東経：129° 36.154′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 07.309′ | 東経：129° 26.096′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.751′ | 東経：129° 25.290′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.936′ | 東経：129° 23.023′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 10.482′ | 東経：128° 51.801′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.624′ | 東経：128° 51.244′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 20.852′ | 東経：129° 15.856′ |
| 平成13年度 | 〃 | 北緯：33° 17.384′ | 東経：129° 23.488′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 29.704′ | 東経：129° 29.237′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 06.905′ | 東経：129° 19.132′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 33.838′ | 東経：129° 37.830′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.817′ | 東経：129° 09.467′ |
| 平成14年度 | 〃 | 北緯：33° 33.550′ | 東経：128° 37.955′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 25.546′ | 東経：129° 28.665′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 17.031′ | 東経：129° 18.026′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 06.644′ | 東経：129° 19.362′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.538′ | 東経：128° 47.829′ |
| 平成15年度 | 〃 | 北緯：33° 33.696′ | 東経：129° 37.837′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 27.739′ | 東経：129° 27.352′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 16.191′ | 東経：129° 20.809′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 18.556′ | 東経：129° 17.442′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 09.214′ | 東経：128° 46.737′ |
| 平成16年度 | 〃 | 北緯：33° 34.240′ | 東経：129° 39.364′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 33.511′ | 東経：129° 40.198′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 06.139′ | 東経：129° 15.782′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 13.730′ | 東経：129° 19.397′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 35.595′ | 東経：129° 41.564′ |
| 平成17年度 | 〃 | 北緯：33° 37.195′ | 東経：129° 41.364′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 37.195′ | 東経：129° 38.864′ |
| 平成18年度 | 〃 | 北緯：33° 33.200′ | 東経：129° 39.860′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.500′ | 東経：129° 09.672′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 35.200′ | 東経：129° 36.860′ |
| 平成19年度 | 〃 | 北緯：33° 15.994′ | 東経：129° 22.026′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 26.511′ | 東経：129° 40.481′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 33.453′ | 東経：129° 35.791′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 15.118′ | 東経：129° 44.457′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 15.309′ | 東経：129° 44.685′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.927′ | 東経：129° 44.685′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 14.927′ | 東経：129° 44.229′ |

|        |     |                |                 |
|--------|-----|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.309′ | 東経：129° 44.228′ |
| 平成20年度 | 〃   | 北緯：33° 27.079′ | 東経：129° 40.358′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.994′ | 東経：129° 22.356′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 08.480′ | 東経：129° 00.240′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.527′ | 東経：128° 44.921′ |
| 平成21年度 | 〃   | 北緯：33° 16.048′ | 東経：129° 17.233′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.442′ | 東経：129° 18.936′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 14.716′ | 東経：128° 43.950′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.533′ | 東経：128° 43.960′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 14.638′ | 東経：128° 44.900′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 09.450′ | 東経：128° 58.254′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 14.800′ | 東経：129° 10.150′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 13.982′ | 東経：129° 20.017′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 13.988′ | 東経：129° 21.928′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.628′ | 東経：129° 20.704′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 10.439′ | 東経：129° 14.040′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 14.524′ | 東経：129° 16.667′ |
| 平成22年度 | 〃   | 北緯：33° 15.454′ | 東経：129° 21.494′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 13.791′ | 東経：129° 21.022′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.654′ | 東経：129° 23.093′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.387′ | 東経：129° 22.861′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 13.048′ | 東経：129° 13.280′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 12.697′ | 東経：129° 13.360′ |
| 平成23年度 | 〃   | 北緯：33° 21.822′ | 東経：129° 17.134′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 21.461′ | 東経：129° 17.107′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 21.146′ | 東経：129° 17.093′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 20.774′ | 東経：129° 17.080′ |
| 平成24年度 | 〃   | 北緯：33° 36.911′ | 東経：129° 40.614′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 36.990′ | 東経：129° 39.562′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 26.852′ | 東経：129° 40.750′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 25.195′ | 東経：129° 23.716′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 20.520′ | 東経：129° 15.629′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 20.199′ | 東経：129° 15.402′ |
| 平成26年度 | 〃   | 北緯：33° 16.196′ | 東経：128° 50.869′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 15.196′ | 東経：128° 50.535′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 14.196′ | 東経：128° 50.202′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 13.197′ | 東経：128° 49.869′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 12.197′ | 東経：128° 49.535′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 34.797′ | 東経：129° 40.364′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 34.696′ | 東経：129° 36.164′ |
| 平成29年度 | 〃   | 北緯：33° 25.997′ | 東経：129° 37.864′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 32.447′ | 東経：129° 38.864′ |
| 令和元年度  | 〃   | 北緯：33° 28.597′ | 東経：129° 40.864′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：33° 29.397′ | 東経：129° 41.463′ |
| 昭和52年度 | 長崎南 | 北緯：32° 45.824′ | 東経：129° 41.634′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：32° 27.444′ | 東経：129° 40.051′ |
| 昭和53年度 | 〃   | 北緯：32° 39.636′ | 東経：129° 41.055′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：32° 39.042′ | 東経：129° 00.456′ |
| 〃      | 〃   | 北緯：32° 38.189′ | 東経：130° 18.751′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 昭和54年度 | 〃 | 北緯：32° 31.870′ | 東経：129° 47.147′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.754′ | 東経：130° 05.334′ |
| 昭和55年度 | 〃 | 北緯：32° 51.705′ | 東経：129° 31.082′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.490′ | 東経：130° 22.683′ |
| 昭和56年度 | 〃 | 北緯：32° 45.715′ | 東経：129° 41.689′ |
| 昭和57年度 | 〃 | 北緯：32° 38.574′ | 東経：130° 00.300′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.853′ | 東経：129° 28.939′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.149′ | 東経：130° 19.041′ |
| 昭和58年度 | 〃 | 北緯：32° 38.324′ | 東経：130° 00.446′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.146′ | 東経：129° 27.394′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.269′ | 東経：129° 27.099′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.424′ | 東経：129° 26.726′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.575′ | 東経：129° 26.389′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.640′ | 東経：129° 26.202′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.661′ | 東経：129° 26.662′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.610′ | 東経：129° 26.922′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.494′ | 東経：129° 27.220′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.153′ | 東経：129° 32.333′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.390′ | 東経：129° 32.903′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.578′ | 東経：129° 32.590′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.677′ | 東経：129° 32.207′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.504′ | 東経：129° 32.017′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.364′ | 東経：129° 32.327′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.193′ | 東経：129° 32.618′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.023′ | 東経：129° 32.919′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.921′ | 東経：129° 33.317′ |
| 昭和59年度 | 〃 | 北緯：32° 46.057′ | 東経：129° 41.412′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 42.733′ | 東経：130° 22.176′ |
| 昭和60年度 | 〃 | 北緯：32° 56.663′ | 東経：129° 29.595′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.632′ | 東経：129° 40.105′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.718′ | 東経：129° 39.680′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.856′ | 東経：129° 39.407′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.963′ | 東経：129° 38.933′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.119′ | 東経：129° 39.266′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.012′ | 東経：129° 39.680′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.892′ | 東経：129° 40.057′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.657′ | 東経：130° 05.032′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 47.580′ | 東経：130° 24.034′ |
| 昭和61年度 | 〃 | 北緯：32° 40.685′ | 東経：130° 05.125′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.665′ | 東経：129° 51.804′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.683′ | 東経：130° 22.951′ |
| 昭和62年度 | 〃 | 北緯：32° 37.791′ | 東経：130° 16.381′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.115′ | 東経：129° 49.058′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.847′ | 東経：129° 42.356′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.439′ | 東経：129° 36.467′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.091′ | 東経：129° 40.579′ |
| 昭和63年度 | 〃 | 北緯：32° 37.459′ | 東経：130° 16.366′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.861′ | 東経：130° 00.325′ |
| 平成元年度  | 〃 | 北緯：32° 39.331′ | 東経：129° 42.265′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.780′ | 東経：129° 40.965′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 53.579′ | 東経：129° 31.786′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.199′ | 東経：129° 29.326′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 00.120′ | 東経：129° 53.620′ |
| 平成2年度  | 〃 | 北緯：32° 37.700′ | 東経：130° 16.680′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.702′ | 東経：129° 40.866′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.091′ | 東経：129° 29.947′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 46.750′ | 東経：129° 45.120′ |
| 平成3年度  | 〃 | 北緯：32° 40.732′ | 東経：130° 05.033′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.030′ | 東経：129° 51.274′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 55.809′ | 東経：129° 29.786′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 32.162′ | 東経：129° 47.025′ |
| 平成4年度  | 〃 | 北緯：32° 32.454′ | 東経：129° 47.958′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.392′ | 東経：129° 35.652′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 47.819′ | 東経：130° 24.096′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.927′ | 東経：130° 07.716′ |
| 平成5年度  | 〃 | 北緯：32° 47.034′ | 東経：130° 23.895′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.011′ | 東経：130° 07.289′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.156′ | 東経：129° 49.251′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.520′ | 東経：129° 36.086′ |
| 平成6年度  | 〃 | 北緯：32° 48.831′ | 東経：130° 23.321′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.772′ | 東経：130° 07.613′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 55.059′ | 東経：129° 22.137′ |
| 平成7年度  | 〃 | 北緯：32° 48.831′ | 東経：130° 23.061′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.062′ | 東経：130° 12.663′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 32.352′ | 東経：129° 47.515′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 58.739′ | 東経：129° 35.576′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 52.264′ | 東経：130° 21.307′ |
| 平成8年度  | 〃 | 北緯：32° 46.041′ | 東経：130° 24.222′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 34.902′ | 東経：130° 12.793′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 55.049′ | 東経：129° 22.797′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.511′ | 東経：129° 38.826′ |
| 平成9年度  | 〃 | 北緯：32° 40.402′ | 東経：130° 05.313′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.551′ | 東経：129° 40.095′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 42.972′ | 東経：130° 23.162′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 34.812′ | 東経：130° 12.623′ |
| 平成10年度 | 〃 | 北緯：32° 44.071′ | 東経：129° 42.999′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.249′ | 東経：129° 54.044′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 46.263′ | 東経：130° 24.220′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 34.917′ | 東経：130° 13.106′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.930′ | 東経：129° 43.304′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 31.605′ | 東経：129° 45.570′ |
| 平成11年度 | 〃 | 北緯：32° 54.996′ | 東経：129° 23.242′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 33.282′ | 東経：129° 42.605′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 46.116′ | 東経：130° 24.271′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 34.772′ | 東経：130° 11.763′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 35.211′ | 東経：129° 42.916′ |
| 平成12年度 | 〃 | 北緯：32° 55.196′ | 東経：129° 30.389′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.841′ | 東経：129° 42.545′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.322′ | 東経：130° 24.001′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.972′ | 東経：130° 05.923′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.247′ | 東経：129° 40.360′ |
| 平成13年度 | 〃 | 北緯：32° 50.185′ | 東経：129° 18.239′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 31.212′ | 東経：129° 45.631′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 00.924′ | 東経：129° 49.270′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.557′ | 東経：130° 07.713′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.805′ | 東経：130° 16.716′ |
| 平成14年度 | 〃 | 北緯：32° 58.558′ | 東経：129° 35.880′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 31.651′ | 東経：129° 46.469′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.166′ | 東経：129° 51.630′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.579′ | 東経：130° 07.331′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 53.321′ | 東経：130° 18.884′ |
| 平成15年度 | 〃 | 北緯：32° 33.413′ | 東経：129° 42.235′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.284′ | 東経：130° 08.759′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.730′ | 東経：130° 16.693′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.099′ | 東経：129° 49.260′ |
| 平成16年度 | 〃 | 北緯：32° 32.164′ | 東経：129° 47.692′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.529′ | 東経：129° 40.827′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 00.672′ | 東経：129° 49.398′ |
| 平成17年度 | 〃 | 北緯：32° 40.538′ | 東経：130° 05.167′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.513′ | 東経：129° 58.479′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.422′ | 東経：129° 49.432′ |
| 平成18年度 | 〃 | 北緯：32° 37.840′ | 東経：130° 16.910′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.710′ | 東経：130° 00.550′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 31.640′ | 東経：129° 42.750′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.330′ | 東経：129° 49.290′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 34.000′ | 東経：129° 49.600′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 58.830′ | 東経：129° 34.860′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.640′ | 東経：129° 58.750′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 32.720′ | 東経：129° 47.970′ |
| 平成19年度 | 〃 | 北緯：32° 36.412′ | 東経：129° 31.947′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 31.334′ | 東経：129° 42.625′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.203′ | 東経：129° 58.370′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 38.303′ | 東経：130° 00.062′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.102′ | 東経：130° 06.663′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.686′ | 東経：130° 16.919′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.462′ | 東経：129° 51.474′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 57.500′ | 東経：129° 30.000′ |
| 平成20年度 | 〃 | 北緯：32° 53.000′ | 東経：129° 17.500′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 53.397′ | 東経：130° 18.837′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.383′ | 東経：130° 00.917′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.793′ | 東経：129° 58.777′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.616′ | 東経：129° 45.874′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.482′ | 東経：129° 46.153′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.212′ | 東経：129° 46.151′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.081′ | 東経：129° 45.872′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.213′ | 東経：129° 45.589′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.485′ | 東経：129° 45.584′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 平成21年度 | 〃 | 北緯：33° 01.250′ | 東経：129° 49.083′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.373′ | 東経：129° 50.990′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.809′ | 東経：130° 06.938′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.423′ | 東経：130° 05.184′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.033′ | 東経：129° 45.467′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 57.833′ | 東経：129° 29.483′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.301′ | 東経：129° 45.040′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 28.307′ | 東経：129° 46.819′ |
| 平成22年度 | 〃 | 北緯：32° 58.731′ | 東経：129° 32.504′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.962′ | 東経：129° 33.185′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.200′ | 東経：129° 33.887′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.009′ | 東経：129° 23.551′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.614′ | 東経：129° 01.866′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.967′ | 東経：129° 59.100′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.003′ | 東経：129° 49.142′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.923′ | 東経：130° 16.408′ |
| 平成23年度 | 〃 | 北緯：32° 28.057′ | 東経：129° 46.445′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.009′ | 東経：129° 23.551′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.000′ | 東経：129° 24.000′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.363′ | 東経：129° 51.956′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 44.109′ | 東経：129° 59.455′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 44.269′ | 東経：129° 59.796′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 40.000′ | 東経：130° 01.000′ |
| 平成24年度 | 〃 | 北緯：32° 30.732′ | 東経：129° 35.356′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 30.642′ | 東経：129° 34.357′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 55.747′ | 東経：129° 34.423′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.743′ | 東経：130° 05.731′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.481′ | 東経：130° 06.980′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.058′ | 東経：129° 39.261′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 00.435′ | 東経：129° 36.400′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.563′ | 東経：129° 46.662′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 39.028′ | 東経：130° 01.145′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 30.209′ | 東経：129° 27.195′ |
| 平成25年度 | 〃 | 北緯：32° 58.800′ | 東経：129° 33.946′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 55.033′ | 東経：129° 35.571′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 30.033′ | 東経：129° 34.789′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.842′ | 東経：130° 06.184′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.325′ | 東経：130° 07.445′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.416′ | 東経：129° 07.627′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.816′ | 東経：129° 47.698′ |
| 平成26年度 | 〃 | 北緯：32° 58.476′ | 東経：129° 33.946′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 37.535′ | 東経：129° 31.758′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 43.325′ | 東経：130° 07.830′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 36.010′ | 東経：130° 08.199′ |
| 平成27年度 | 〃 | 北緯：32° 53.149′ | 東経：129° 30.000′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 51.206′ | 東経：129° 34.231′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.949′ | 東経：129° 45.447′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 42.069′ | 東経：129° 42.151′ |
| 平成29年度 | 〃 | 北緯：32° 54.950′ | 東経：129° 29.976′ |

|        |    |                |                 |
|--------|----|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 1.410′  | 東経：129° 48.256′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.590′ | 東経：130° 7.220′  |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 36.220′ | 東経：130° 7.900′  |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 45.180′ | 東経：129° 45.613′ |
| 平成30年度 | 〃  | 北緯：32° 56.667′ | 東経：129° 53.900′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 38.574′ | 東経：130° 0.300′  |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 45.642′ | 東経：130° 5.283′  |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 42.500′ | 東経：129° 45.033′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 50.075′ | 東経：129° 36.167′ |
| 令和元年度  | 〃  | 北緯：32° 58.466′ | 東経：129° 32.916  |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 0.516′  | 東経：129° 37.200′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.650′ | 東経：130° 7.880′  |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 2.773′  | 東経：129° 47.046′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 2.472′  | 東経：129° 48.146′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 47.283′ | 東経：129° 44.100′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 45.058′ | 東経：129° 46.533′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 57.033′ | 東経：129° 34.698′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 40.233′ | 東経：129° 43.966′ |
| 昭和51年度 | 五島 | 北緯：32° 48.553′ | 東経：128° 42.370′ |
| 昭和52年度 | 〃  | 北緯：32° 53.864′ | 東経：129° 10.142′ |
| 昭和53年度 | 〃  | 北緯：32° 55.458′ | 東経：128° 50.376′ |
| 昭和54年度 | 〃  | 北緯：33° 02.668′ | 東経：129° 07.895′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 55.395′ | 東経：128° 50.479′ |
| 昭和55年度 | 〃  | 北緯：32° 53.106′ | 東経：129° 10.101′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 32.658′ | 東経：128° 50.127′ |
| 昭和56年度 | 〃  | 北緯：32° 53.287′ | 東経：129° 10.093′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 32.493′ | 東経：128° 49.565′ |
| 昭和57年度 | 〃  | 北緯：32° 54.247′ | 東経：129° 10.708′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 33.252′ | 東経：128° 43.963′ |
| 昭和58年度 | 〃  | 北緯：33° 03.764′ | 東経：129° 09.046′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 33.313′ | 東経：128° 44.552′ |
| 昭和59年度 | 〃  | 北緯：32° 53.440′ | 東経：129° 10.885′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 45.057′ | 東経：129° 14.458′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.941′ | 東経：129° 14.823′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.823′ | 東経：129° 15.154′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.892′ | 東経：129° 14.219′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.731′ | 東経：129° 14.523′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.612′ | 東経：129° 14.857′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 44.500′ | 東経：129° 15.235′ |
| 昭和60年度 | 〃  | 北緯：32° 43.907′ | 東経：129° 19.117′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.757′ | 東経：129° 19.395′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.765′ | 東経：129° 19.660′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.819′ | 東経：129° 18.575′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.740′ | 東経：129° 19.144′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.562′ | 東経：129° 19.280′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 43.377′ | 東経：129° 19.564′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 54.562′ | 東経：128° 52.742′ |
| 昭和61年度 | 〃  | 北緯：32° 38.031′ | 東経：128° 56.686′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 02.240′ | 東経：129° 08.185′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| "      | " | 北緯：32° 54.592' | 東経：128° 52.118' |
| "      | " | 北緯：32° 38.133' | 東経：128° 35.196' |
| 昭和62年度 | " | 北緯：32° 38.110' | 東経：128° 57.139' |
| "      | " | 北緯：32° 48.452' | 東経：129° 02.449' |
| "      | " | 北緯：32° 55.011' | 東経：128° 51.670' |
| "      | " | 北緯：33° 01.588' | 東経：129° 08.070' |
| 昭和63年度 | " | 北緯：32° 40.046' | 東経：129° 15.598' |
| "      | " | 北緯：33° 03.445' | 東経：129° 07.448' |
| "      | " | 北緯：33° 03.178' | 東経：129° 01.897' |
| "      | " | 北緯：32° 38.131' | 東経：128° 35.221' |
| 平成元年度  | " | 北緯：33° 03.886' | 東経：129° 00.325' |
| "      | " | 北緯：32° 38.383' | 東経：128° 57.286' |
| "      | " | 北緯：32° 37.965' | 東経：128° 35.400' |
| 平成2年度  | " | 北緯：33° 02.904' | 東経：129° 07.685' |
| "      | " | 北緯：32° 48.336' | 東経：129° 01.697' |
| "      | " | 北緯：32° 33.463' | 東経：128° 44.561' |
| 平成3年度  | " | 北緯：32° 33.386' | 東経：128° 46.401' |
| "      | " | 北緯：32° 49.568' | 東経：128° 46.404' |
| "      | " | 北緯：32° 48.130' | 東経：129° 01.299' |
| 平成4年度  | " | 北緯：32° 41.650' | 東経：128° 55.610' |
| "      | " | 北緯：32° 34.544' | 東経：128° 50.750' |
| "      | " | 北緯：32° 48.843' | 東経：128° 57.884' |
| 平成5年度  | " | 北緯：32° 49.116' | 東経：128° 58.786' |
| "      | " | 北緯：32° 34.821' | 東経：128° 50.710' |
| "      | " | 北緯：32° 41.800' | 東経：128° 55.260' |
| 平成6年度  | " | 北緯：32° 54.616' | 東経：129° 08.335' |
| "      | " | 北緯：32° 55.569' | 東経：128° 55.709' |
| "      | " | 北緯：32° 48.499' | 東経：128° 41.461' |
| 平成7年度  | " | 北緯：32° 55.098' | 東経：129° 08.638' |
| "      | " | 北緯：32° 55.719' | 東経：128° 55.749' |
| "      | " | 北緯：32° 48.459' | 東経：128° 47.420' |
| "      | " | 北緯：32° 51.199' | 東経：129° 07.948' |
| 平成8年度  | " | 北緯：32° 48.249' | 東経：128° 41.911' |
| "      | " | 北緯：32° 54.739' | 東経：129° 08.708' |
| "      | " | 北緯：32° 56.049' | 東経：128° 55.949' |
| 平成9年度  | " | 北緯：32° 49.336' | 東経：128° 46.723' |
| "      | " | 北緯：32° 54.889' | 東経：129° 08.248' |
| "      | " | 北緯：32° 56.109' | 東経：128° 56.314' |
| 平成10年度 | " | 北緯：32° 49.529' | 東経：129° 06.798' |
| "      | " | 北緯：32° 56.349' | 東経：128° 56.649' |
| "      | " | 北緯：32° 49.431' | 東経：128° 46.196' |
| "      | " | 北緯：32° 49.489' | 東経：129° 00.729' |
| "      | " | 北緯：32° 48.509' | 東経：128° 43.371' |
| "      | " | 北緯：32° 33.741' | 東経：128° 44.511' |
| 平成11年度 | " | 北緯：32° 49.539' | 東経：129° 06.747' |
| "      | " | 北緯：32° 56.202' | 東経：128° 57.049' |
| "      | " | 北緯：32° 49.666' | 東経：128° 45.724' |
| "      | " | 北緯：32° 49.639' | 東経：129° 00.459' |
| "      | " | 北緯：33° 01.477' | 東経：129° 00.872' |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 平成12年度 | 〃 | 北緯：32° 49.558′ | 東経：129° 06.490′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.458′ | 東経：128° 57.378′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.317′ | 東経：128° 45.842′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.253′ | 東経：129° 01.115′ |
| 平成13年度 | 〃 | 北緯：32° 53.896′ | 東経：129° 06.471′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.563′ | 東経：128° 57.833′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.856′ | 東経：128° 48.641′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.280′ | 東経：129° 01.046′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.180′ | 東経：129° 00.637′ |
| 平成14年度 | 〃 | 北緯：32° 49.952′ | 東経：129° 06.815′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 57.205′ | 東経：128° 57.744′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.886′ | 東経：128° 48.124′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.604′ | 東経：129° 00.578′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.584′ | 東経：129° 00.615′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.738′ | 東経：129° 07.893′ |
| 平成15年度 | 〃 | 北緯：33° 01.149′ | 東経：129° 00.381′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.052′ | 東経：129° 06.699′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 56.956′ | 東経：128° 57.649′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.955′ | 東経：129° 01.132′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.985′ | 東経：128° 47.543′ |
| 平成16年度 | 〃 | 北緯：33° 02.843′ | 東経：129° 02.424′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 00.866′ | 東経：128° 59.993′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 53.999′ | 東経：129° 07.076′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.738′ | 東経：129° 00.388′ |
| 平成17年度 | 〃 | 北緯：33° 01.756′ | 東経：129° 00.881′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.534′ | 東経：128° 46.248′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 33.426′ | 東経：128° 44.827′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.495′ | 東経：129° 01.760′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.141′ | 東経：129° 07.725′ |
| 平成18年度 | 〃 | 北緯：32° 33.480′ | 東経：128° 45.702′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.510′ | 東経：129° 02.370′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 59.069′ | 東経：128° 59.325′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 01.541′ | 東経：129° 00.290′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 49.800′ | 東経：128° 47.970′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.110′ | 東経：129° 00.960′ |
| 平成19年度 | 〃 | 北緯：32° 34.600′ | 東経：128° 40.250′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.000′ | 東経：129° 01.300′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 59.600′ | 東経：128° 57.400′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 53.600′ | 東経：129° 08.400′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 48.000′ | 東経：129° 04.600′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 45.800′ | 東経：129° 02.500′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 05.348′ | 東経：128° 42.345′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 05.539′ | 東経：128° 42.523′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 05.118′ | 東経：128° 42.528′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 05.157′ | 東経：128° 42.117′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 05.539′ | 東経：128° 42.117′ |
| 平成20年度 | 〃 | 北緯：33° 59.452′ | 東経：128° 59.449′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 02.042′ | 東経：129° 02.020′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：32° 54.648′ | 東経：129° 07.728′ |

|        |    |                |                 |
|--------|----|----------------|-----------------|
| "      | "  | 北緯：32° 56.863' | 東経：128° 56.953' |
| "      | "  | 北緯：32° 39.600' | 東経：128° 57.400' |
| 平成21年度 | "  | 北緯：33° 02.950' | 東経：129° 01.300' |
| "      | "  | 北緯：32° 50.850' | 東経：129° 05.083' |
| "      | "  | 北緯：32° 50.054' | 東経：129° 04.986' |
| "      | "  | 北緯：32° 50.054' | 東経：129° 05.500' |
| 平成22年度 | "  | 北緯：32° 56.000' | 東経：128° 55.000' |
| "      | "  | 北緯：33° 03.500' | 東経：129° 02.500' |
| "      | "  | 北緯：32° 56.888' | 東経：128° 58.083' |
| "      | "  | 北緯：32° 57.333' | 東経：128° 57.192' |
| 平成23年度 | "  | 北緯：32° 33.000' | 東経：128° 44.857' |
| "      | "  | 北緯：32° 56.489' | 東経：128° 55.655' |
| "      | "  | 北緯：33° 03.402' | 東経：129° 01.935' |
| "      | "  | 北緯：32° 56.603' | 東経：128° 56.200' |
| 平成24年度 | "  | 北緯：33° 03.145' | 東経：129° 02.921' |
| "      | "  | 北緯：33° 03.703' | 東経：129° 03.027' |
| "      | "  | 北緯：33° 02.813' | 東経：129° 01.980' |
| "      | "  | 北緯：32° 52.000' | 東経：129° 08.000' |
| "      | "  | 北緯：32° 55.231' | 東経：128° 50.609' |
| 平成26年度 | "  | 北緯：32° 43.297' | 東経：128° 32.452' |
| "      | "  | 北緯：32° 42.754' | 東経：128° 32.452' |
| "      | "  | 北緯：32° 42.754' | 東経：128° 31.806' |
| "      | "  | 北緯：32° 43.297' | 東経：128° 31.806' |
| 平成27年度 | "  | 北緯：32° 39.462' | 東経：128° 56.866' |
| 平成28年度 | "  | 北緯：33° 02.481' | 東経：129° 01.211' |
| "      | "  | 北緯：32° 42.223' | 東経：128° 33.097' |
| "      | "  | 北緯：32° 41.683' | 東経：128° 33.097' |
| "      | "  | 北緯：32° 53.287' | 東経：128° 10.093' |
| 平成29年度 | "  | 北緯：32° 42.223' | 東経：128° 32.456' |
| "      | "  | 北緯：33° 3.764'  | 東経：129° 9.046'  |
| 平成30年度 | "  | 北緯：32° 52.200' | 東経：129° 6.868'  |
| "      | "  | 北緯：32° 41.683' | 東経：128° 32.456' |
| 令和元年度  | "  | 北緯：32° 57.806' | 東経：128° 57.936' |
| "      | "  | 北緯：32° 49.538' | 東経：128° 59.734' |
| "      | "  | 北緯：32° 46.896' | 東経：128° 38.766' |
| "      | "  | 北緯：33° 3.197'  | 東経：128° 46.869' |
| 昭和52年度 | 壱岐 | 北緯：33° 55.866' | 東経：129° 51.312' |
| 昭和53年度 | "  | 北緯：33° 43.120' | 東経：129° 47.362' |
| 昭和54年度 | "  | 北緯：33° 55.647' | 東経：129° 41.398' |
| 昭和55年度 | "  | 北緯：33° 41.863' | 東経：129° 40.780' |
| 昭和56年度 | "  | 北緯：33° 42.503' | 東経：129° 49.541' |
| 昭和57年度 | "  | 北緯：33° 51.904' | 東経：129° 51.208' |
| 昭和59年度 | "  | 北緯：33° 42.650' | 東経：129° 47.669' |
| 昭和60年度 | "  | 北緯：34° 03.206' | 東経：129° 45.148' |
| 昭和61年度 | "  | 北緯：33° 47.298' | 東経：129° 51.457' |
| 昭和62年度 | "  | 北緯：33° 44.909' | 東経：129° 33.450' |
| 昭和63年度 | "  | 北緯：33° 42.835' | 東経：129° 47.909' |
| 平成元年度  | "  | 北緯：33° 54.173' | 東経：129° 38.894' |
| 平成2年度  | "  | 北緯：33° 57.362' | 東経：129° 49.363' |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 平成3年度  | 〃 | 北緯：33° 42.214′ | 東経：129° 37.164′ |
| 平成4年度  | 〃 | 北緯：33° 42.634′ | 東経：129° 47.033′ |
| 平成5年度  | 〃 | 北緯：33° 52.863′ | 東経：129° 36.444′ |
| 平成6年度  | 〃 | 北緯：33° 54.803′ | 東経：129° 50.533′ |
| 平成7年度  | 〃 | 北緯：33° 47.364′ | 東経：129° 49.793′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 42.834′ | 東経：129° 47.103′ |
| 平成8年度  | 〃 | 北緯：33° 41.701′ | 東経：129° 39.011′ |
| 平成9年度  | 〃 | 北緯：33° 52.753′ | 東経：129° 36.734′ |
| 平成10年度 | 〃 | 北緯：33° 54.517′ | 東経：129° 50.361′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 53.498′ | 東経：129° 38.616′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 42.526′ | 東経：129° 47.500′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 46.911′ | 東経：129° 48.901′ |
| 平成11年度 | 〃 | 北緯：33° 41.846′ | 東経：129° 39.700′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 52.001′ | 東経：129° 47.944′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 54.058′ | 東経：129° 38.624′ |
| 平成12年度 | 〃 | 北緯：33° 42.734′ | 東経：129° 47.373′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 41.897′ | 東経：129° 36.562′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 51.619′ | 東経：129° 27.354′ |
| 平成13年度 | 〃 | 北緯：33° 53.698′ | 東経：129° 36.326′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 44.605′ | 東経：129° 35.627′ |
| 平成14年度 | 〃 | 北緯：33° 46.316′ | 東経：129° 50.848′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 54.538′ | 東経：129° 35.672′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 42.803′ | 東経：129° 49.631′ |
| 平成15年度 | 〃 | 北緯：33° 53.616′ | 東経：129° 35.274′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.746′ | 東経：129° 27.453′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 46.657′ | 東経：129° 50.504′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 42.424′ | 東経：129° 47.012′ |
| 平成16年度 | 〃 | 北緯：33° 47.395′ | 東経：129° 28.852′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.023′ | 東経：129° 51.070′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 52.149′ | 東経：129° 32.166′ |
| 平成17年度 | 〃 | 北緯：33° 46.193′ | 東経：129° 29.365′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 52.146′ | 東経：129° 32.652′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 46.883′ | 東経：129° 50.306′ |
| 平成18年度 | 〃 | 北緯：33° 47.010′ | 東経：129° 50.790′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 43.167′ | 東経：129° 48.102′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.694′ | 東経：129° 29.064′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.094′ | 東経：129° 29.064′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 52.848′ | 東経：129° 31.312′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 52.494′ | 東経：129° 31.731′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.202′ | 東経：129° 50.790′ |
| 平成19年度 | 〃 | 北緯：33° 42.960′ | 東経：129° 48.630′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 47.412′ | 東経：129° 50.974′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 44.694′ | 東経：129° 29.365′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 53.283′ | 東経：129° 30.777′ |
| 平成20年度 | 〃 | 北緯：33° 54.393′ | 東経：129° 47.963′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 42.634′ | 東経：129° 48.690′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 54.193′ | 東経：129° 32.865′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 46.905′ | 東経：129° 49.595′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：33° 45.000′ | 東経：129° 22.210′ |

|        |    |                |                 |
|--------|----|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 44.845′ | 東経：129° 22.394′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 44.690′ | 東経：129° 22.578′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 44.535′ | 東経：129° 22.762′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 44.381′ | 東経：129° 22.946′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 44.226′ | 東経：129° 23.129′ |
| 平成21年度 | 〃  | 北緯：33° 54.195′ | 東経：129° 37.246′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.000′ | 東経：129° 26.500′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.530′ | 東経：129° 50.333′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 41.904′ | 東経：129° 48.925′ |
| 平成22年度 | 〃  | 北緯：33° 54.728′ | 東経：129° 38.932′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 54.193′ | 東経：129° 39.697′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.798′ | 東経：129° 51.651′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.498′ | 東経：129° 49.892′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 45.963′ | 東経：129° 27.509′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 45.696′ | 東経：129° 34.670′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 45.840′ | 東経：129° 33.290′ |
| 平成23年度 | 〃  | 北緯：33° 44.864′ | 東経：129° 26.274′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 43.500′ | 東経：129° 49.500′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.547′ | 東経：129° 34.140′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 45.133′ | 東経：129° 32.440′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.819′ | 東経：129° 50.485′ |
| 平成24年度 | 〃  | 北緯：33° 54.266′ | 東経：129° 39.124′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.254′ | 東経：129° 33.290′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.547′ | 東経：129° 32.440′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 45.840′ | 東経：129° 31.589′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 48.191′ | 東経：129° 30.434′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.408′ | 東経：129° 49.119′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 43.800′ | 東経：129° 48.850′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.300′ | 東経：129° 25.390′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.830′ | 東経：129° 49.700′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 48.200′ | 東経：129° 26.800′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 48.310′ | 東経：129° 49.650′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 48.652′ | 東経：129° 30.980′ |
| 平成26年度 | 〃  | 北緯：33° 59.298′ | 東経：129° 33.993′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 59.642′ | 東経：129° 33.579′ |
| 平成27年度 | 〃  | 北緯：33° 43.167′ | 東経：129° 47.361′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 42.554′ | 東経：129° 49.480′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 42.459′ | 東経：129° 49.594′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：32° 48.500′ | 東経：129° 49.112′ |
| 平成28年度 | 〃  | 北緯：33° 48.333′ | 東経：129° 26.238′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 50.195′ | 東経：129° 31.364′ |
| 平成29年度 | 〃  | 北緯：33° 46.157′ | 東経：129° 50.301′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 40.877′ | 東経：129° 39.332′ |
| 平成30年度 | 〃  | 北緯：33° 47.914′ | 東経：129° 49.032′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 47.500′ | 東経：129° 37.000′ |
| 令和元年度  | 〃  | 北緯：33° 52.976′ | 東経：129° 30.014′ |
| 〃      | 〃  | 北緯：33° 46.916′ | 東経：129° 49.233′ |
| 昭和51年度 | 対馬 | 北緯：34° 37.647′ | 東経：129° 32.034′ |
| 昭和52年度 | 〃  | 北緯：34° 08.659′ | 東経：129° 19.668′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 昭和53年度 | 〃 | 北緯：34° 20.666′ | 東経：129° 35.135′ |
| 昭和54年度 | 〃 | 北緯：34° 17.979′ | 東経：129° 29.525′ |
| 昭和55年度 | 〃 | 北緯：34° 30.298′ | 東経：129° 29.260′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 08.680′ | 東経：129° 19.478′ |
| 昭和56年度 | 〃 | 北緯：34° 24.677′ | 東経：129° 14.236′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 18.254′ | 東経：129° 28.880′ |
| 昭和57年度 | 〃 | 北緯：34° 32.107′ | 東経：129° 15.922′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 08.166′ | 東経：129° 20.829′ |
| 昭和58年度 | 〃 | 北緯：34° 37.285′ | 東経：129° 32.452′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 14.392′ | 東経：129° 08.110′ |
| 昭和59年度 | 〃 | 北緯：34° 24.939′ | 東経：129° 14.132′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 18.178′ | 東経：129° 28.823′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 59.232′ | 東経：129° 09.314′ |
| 昭和60年度 | 〃 | 北緯：34° 32.584′ | 東経：129° 33.855′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 08.149′ | 東経：129° 20.248′ |
| 昭和61年度 | 〃 | 北緯：34° 31.580′ | 東経：129° 15.654′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 07.308′ | 東経：129° 08.464′ |
| 昭和62年度 | 〃 | 北緯：34° 06.591′ | 東経：129° 08.339′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 38.638′ | 東経：129° 37.138′ |
| 昭和63年度 | 〃 | 北緯：34° 29.119′ | 東経：129° 06.725′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 06.725′ | 東経：129° 23.531′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 40.934′ | 東経：129° 33.402′ |
| 平成元年度  | 〃 | 北緯：34° 31.076′ | 東経：129° 16.400′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.912′ | 東経：129° 08.032′ |
| 平成2年度  | 〃 | 北緯：34° 32.936′ | 東経：129° 33.951′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.747′ | 東経：129° 08.322′ |
| 平成3年度  | 〃 | 北緯：34° 40.647′ | 東経：129° 22.704′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 30.228′ | 東経：129° 30.874′ |
| 平成4年度  | 〃 | 北緯：34° 33.056′ | 東経：129° 30.339′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 06.387′ | 東経：129° 17.560′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.800′ | 東経：129° 09.556′ |
| 平成5年度  | 〃 | 北緯：34° 25.322′ | 東経：129° 24.681′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 35.188′ | 東経：129° 30.443′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 40.567′ | 東経：129° 22.864′ |
| 平成6年度  | 〃 | 北緯：34° 33.468′ | 東経：129° 31.383′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 14.840′ | 東経：129° 21.695′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 06.711′ | 東経：129° 08.736′ |
| 平成7年度  | 〃 | 北緯：34° 36.868′ | 東経：129° 31.403′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 29.408′ | 東経：129° 15.995′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 21.289′ | 東経：129° 11.706′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 25.369′ | 東経：129° 27.354′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 10.070′ | 東経：129° 20.905′ |
| 平成8年度  | 〃 | 北緯：34° 25.679′ | 東経：129° 14.566′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 24.689′ | 東経：129° 26.804′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.720′ | 東経：129° 08.256′ |
| 平成9年度  | 〃 | 北緯：34° 17.650′ | 東経：129° 28.014′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 20.509′ | 東経：129° 10.879′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.228′ | 東経：129° 29.884′ |
| 平成10年度 | 〃 | 北緯：34° 41.221′ | 東経：129° 21.816′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 29.385′ | 東経：129° 15.456′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 03.768′ | 東経：129° 11.247′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 06.374′ | 東経：129° 19.193′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 25.015′ | 東経：129° 29.732′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 21.604′ | 東経：129° 10.667′ |
| 平成11年度 | 〃 | 北緯：34° 30.488′ | 東経：129° 30.404′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 25.220′ | 東経：129° 14.324′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 13.325′ | 東経：129° 08.892′ |
| 平成12年度 | 〃 | 北緯：34° 35.789′ | 東経：129° 31.383′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 41.577′ | 東経：129° 21.134′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 06.413′ | 東経：129° 07.999′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.801′ | 東経：129° 14.601′ |
| 平成13年度 | 〃 | 北緯：34° 48.321′ | 東経：129° 27.485′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 19.524′ | 東経：129° 29.005′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.424′ | 東経：129° 16.312′ |
| 平成14年度 | 〃 | 北緯：34° 36.245′ | 東経：129° 35.008′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 24.339′ | 東経：129° 14.177′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 14.380′ | 東経：129° 08.090′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 27.746′ | 東経：129° 27.748′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 27.749′ | 東経：129° 27.809′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 48.507′ | 東経：129° 27.718′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 31.414′ | 東経：129° 16.370′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 31.391′ | 東経：129° 16.374′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 18.738′ | 東経：129° 28.829′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 18.656′ | 東経：129° 28.766′ |
| 平成15年度 | 〃 | 北緯：34° 18.822′ | 東経：129° 10.578′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 35.597′ | 東経：129° 31.119′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.621′ | 東経：129° 17.622′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 03.960′ | 東経：129° 11.669′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 30.002′ | 東経：129° 29.915′ |
| 平成16年度 | 〃 | 北緯：34° 31.195′ | 東経：129° 28.746′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.231′ | 東経：129° 08.767′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 31.240′ | 東経：129° 15.913′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 41.185′ | 東経：129° 32.893′ |
| 平成17年度 | 〃 | 北緯：34° 25.105′ | 東経：129° 14.565′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.891′ | 東経：129° 30.002′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.623′ | 東経：129° 17.825′ |
| 平成18年度 | 〃 | 北緯：34° 31.300′ | 東経：129° 29.000′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 11.025′ | 東経：129° 08.698′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.434′ | 東経：129° 30.787′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.641′ | 東経：129° 30.195′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.650′ | 東経：129° 31.210′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 15.820′ | 東経：129° 10.260′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 38.939′ | 東経：129° 37.029′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.385′ | 東経：129° 09.400′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 31.105′ | 東経：129° 15.769′ |
| 平成19年度 | 〃 | 北緯：34° 17.084′ | 東経：129° 10.001′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 14.890′ | 東経：129° 07.866′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 08.751′ | 東経：129° 08.996′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.184′ | 東経：129° 14.533′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.480′ | 東経：129° 18.272′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.306′ | 東経：129° 31.379′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 31.603′ | 東経：129° 29.195′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.873′ | 東経：129° 07.416′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.626′ | 東経：129° 07.283′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.379′ | 東経：129° 07.149′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 32.887′ | 東経：129° 06.883′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 32.640′ | 東経：129° 06.749′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 32.393′ | 東経：129° 06.616′ |
| 平成20年度 | 〃 | 北緯：34° 30.850′ | 東経：129° 15.640′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.540′ | 東経：129° 26.350′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.296′ | 東経：129° 17.825′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.573′ | 東経：129° 10.180′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 10.990′ | 東経：129° 07.637′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.346′ | 東経：129° 14.043′ |
| 平成21年度 | 〃 | 北緯：34° 11.472′ | 東経：129° 28.394′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.000′ | 東経：129° 27.500′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 16.500′ | 東経：129° 27.000′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 09.492′ | 東経：129° 08.965′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.193′ | 東経：129° 17.865′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 07.800′ | 東経：129° 08.465′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 16.602′ | 東経：129° 09.666′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 13.537′ | 東経：129° 07.804′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 13.026′ | 東経：129° 25.697′ |
| 平成22年度 | 〃 | 北緯：34° 26.083′ | 東経：129° 14.917′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 30.000′ | 東経：129° 15.752′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 29.767′ | 東経：129° 30.533′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 10.092′ | 東経：129° 08.725′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.893′ | 東経：129° 14.912′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.567′ | 東経：129° 07.833′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 09.702′ | 東経：129° 08.198′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 05.393′ | 東経：129° 19.864′ |
| 平成23年度 | 〃 | 北緯：34° 29.825′ | 東経：129° 16.301′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 30.316′ | 東経：129° 29.090′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 19.833′ | 東経：129° 30.000′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 11.442′ | 東経：129° 26.614′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 16.192′ | 東経：129° 09.365′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 20.000′ | 東経：129° 30.833′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 10.169′ | 東経：129° 09.304′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 04.006′ | 東経：129° 16.656′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 09.093′ | 東経：129° 08.465′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 11.912′ | 東経：129° 08.327′ |
| 平成24年度 | 〃 | 北緯：34° 08.671′ | 東経：129° 19.565′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 13.076′ | 東経：129° 25.090′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 30.453′ | 東経：129° 16.396′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 17.148′ | 東経：129° 29.641′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 33.521′ | 東経：129° 34.144′ |
| 〃      | 〃 | 北緯：34° 12.260′ | 東経：129° 25.938′ |

|        |   |                |                 |
|--------|---|----------------|-----------------|
| "      | " | 北緯：34° 16.506' | 東経：129° 29.074' |
| "      | " | 北緯：34° 33.061' | 東経：129° 33.794' |
| "      | " | 北緯：34° 15.242' | 東経：129° 08.554' |
| "      | " | 北緯：34° 08.613' | 東経：129° 08.285' |
| "      | " | 北緯：34° 13.389' | 東経：129° 24.773' |
| "      | " | 北緯：34° 12.764' | 東経：129° 25.407' |
| "      | " | 北緯：34° 12.573' | 東経：129° 25.621' |
| "      | " | 北緯：34° 11.948' | 東経：129° 26.255' |
| 平成25年度 | " | 北緯：34° 17.816' | 東経：129° 10.272' |
| "      | " | 北緯：34° 17.189' | 東経：129° 09.666' |
| 平成26年度 | " | 北緯：34° 10.883' | 東経：129° 27.380' |
| "      | " | 北緯：34° 11.196' | 東経：129° 27.064' |
| "      | " | 北緯：34° 10.570' | 東経：129° 27.696' |
| "      | " | 北緯：34° 30.459' | 東経：129° 15.468' |
| "      | " | 北緯：34° 43.600' | 東経：129° 23.000' |
| "      | " | 北緯：34° 49.049' | 東経：129° 29.000' |
| "      | " | 北緯：34° 43.000' | 東経：129° 34.000' |
| 平成27年度 | " | 北緯：34° 16.044' | 東経：129° 26.800' |
| "      | " | 北緯：34° 40.951' | 東経：129° 23.129' |
| "      | " | 北緯：34° 30.702' | 東経：129° 14.958' |
| 平成28年度 | " | 北緯：34° 47.237' | 東経：129° 36.862' |
| "      | " | 北緯：34° 16.731' | 東経：129° 30.838' |
| "      | " | 北緯：34° 48.833' | 東経：129° 26.917' |
| "      | " | 北緯：34° 31.238' | 東経：129° 15.267' |
| "      | " | 北緯：34° 14.274' | 東経：129° 26.249' |
| 平成29年度 | " | 北緯：34° 12.383' | 東経：129° 20.744' |
| "      | " | 北緯：34° 30.217' | 東経：129° 14.880' |
| 平成30年度 | " | 北緯：34° 15.192' | 東経：129° 25.864' |
| "      | " | 北緯：34° 9.155'  | 東経：129° 7.775'  |
| "      | " | 北緯：34° 42.188' | 東経：129° 37.862' |
| "      | " | 北緯：34° 28.614' | 東経：129° 15.138' |
| 令和元年度  | " | 北緯：34° 28.839' | 東経：129° 28.839' |
| "      | " | 北緯：34° 38.680' | 東経：129° 17.324' |
| "      | " | 北緯：34° 23.600' | 東経：129° 27.000' |
| "      | " | 北緯：34° 8.037'  | 東経：129° 20.248' |

(注1) 中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 大型魚礁とは、天然礁又は既存の人工礁を補完し、漁場を拡大するために整備したものをいう。

別表第3 (その1)

下表に示す人工礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

| 設置年度   | 海 域 | 設 置 範 囲  |
|--------|-----|--|
| 昭和55年度 | 長崎北 | イ(北緯：33° 38.414' 東経：129° 14.216' ) ロ(北緯：33° 38.194' 東経：129° 13.846' )<br>ハ(北緯：33° 37.474' 東経：129° 15.286' ) ニ(北緯：33° 37.694' 東経：129° 15.726' ) を結ぶ範囲   |
| 平成6年度  | "   | イ(北緯：33° 17.037' 東経：129° 13.497' ) ロ(北緯：33° 17.037' 東経：129° 14.627' )<br>ハ(北緯：32° 16.393' 東経：129° 13.498' ) ニ(北緯：32° 16.393' 東経：129° 14.628' ) を結ぶ範囲   |
| 平成7年度  | "   | イ(北緯：33° 28.177' 東経：129° 38.484' ) ロ(北緯：33° 28.747' 東経：129° 38.134' )<br>ハ(北緯：33° 28.037' 東経：129° 38.144' ) ニ(北緯：33° 28.607' 東経：129° 37.794' ) を結ぶ範囲<br>イ(北緯：33° 30.017' 東経：129° 39.031' ) ロ(北緯：33° 30.737' 東経：129° 38.774' )<br>ハ(北緯：33° 30.187' 東経：129° 39.614' ) ニ(北緯：33° 30.907' 東経：129° 39.021' ) を結ぶ範囲 |
| 平成12年度 | "   | イ(北緯：33° 20.038' 東経：129° 21.072' ) ロ(北緯：33° 20.040' 東経：129° 22.877' )<br>ハ(北緯：33° 19.662' 東経：129° 22.878' ) ニ(北緯：33° 19.660' 東経：129° 21.073' ) を結ぶ範囲   |

|               |     |   |
|---------------|-----|---|
|               |     | イ (北緯: 33° 18.775' 東経: 129° 21.756' ) ロ (北緯: 33° 18.776' 東経: 129° 22.723' )<br>ハ (北緯: 33° 18.235' 東経: 129° 22.724' ) ニ (北緯: 33° 18.234' 東経: 129° 21.757' ) を結ぶ範囲  |
| 平成16年度        | 〃   | イ (北緯: 33° 08.079' 東経: 129° 17.638' ) ロ (北緯: 33° 08.522' 東経: 129° 18.522' )<br>ハ (北緯: 33° 08.582' 東経: 129° 17.196' ) ニ (北緯: 33° 09.089' 東経: 129° 18.206' ) を結ぶ範囲  |
| 昭和61年度        | 長崎南 | 北緯: 32° 30.620' 東経: 129° 39.799' を中心点とする半径およそ1,500mに囲まれた範囲  |
| 平成5年度         | 〃   | イ (北緯: 32° 52.827' 東経: 129° 23.407' ) ロ (北緯: 32° 52.177' 東経: 129° 23.408' )<br>ハ (北緯: 32° 52.179' 東経: 129° 25.267' ) ニ (北緯: 32° 52.828' 東経: 129° 25.267' ) を結ぶ範囲  |
| 平成11年度        | 〃   | イ (北緯: 32° 49.151' 東経: 129° 34.366' ) ロ (北緯: 32° 48.491' 東経: 129° 34.366' )<br>ハ (北緯: 32° 49.151' 東経: 129° 35.515' ) ニ (北緯: 32° 48.491' 東経: 129° 35.515' ) を結ぶ範囲  |
| 平成14年度        | 〃   | イ (北緯: 32° 32.632' 東経: 129° 40.876' ) ロ (北緯: 32° 32.631' 東経: 129° 42.026' )<br>ハ (北緯: 32° 31.984' 東経: 129° 40.875' ) ニ (北緯: 32° 31.982' 東経: 129° 42.025' ) を結ぶ範囲  |
| 平成23年度        | 〃   | イ (北緯: 32° 37.646' 東経: 129° 36.284' ) ロ (北緯: 32° 36.768' 東経: 129° 36.745' )<br>ハ (北緯: 32° 36.953' 東経: 129° 36.033' ) ニ (北緯: 32° 36.067' 東経: 129° 36.512' ) を結ぶ範囲  |
| 平成19年度        | 県北西 | イ (北緯: 33° 22.844' 東経: 129° 05.666' ) ロ (北緯: 33° 22.847' 東経: 129° 06.633' )<br>ハ (北緯: 33° 21.224' 東経: 129° 06.640' ) ニ (北緯: 33° 21.221' 東経: 129° 05.673' ) を結ぶ範囲  |
| 昭和58年度        | 五 島 | イ (北緯: 33° 01.560' 東経: 129° 53.033' ) ロ (北緯: 33° 01.130' 東経: 129° 55.174' )<br>ハ (北緯: 32° 59.450' 東経: 129° 54.724' ) ニ (北緯: 32° 59.860' 東経: 129° 52.584' ) を結ぶ範囲  |
| 平成4年度         | 〃   | イ (北緯: 32° 48.301' 東経: 129° 06.808' ) ロ (北緯: 32° 47.561' 東経: 129° 07.768' )<br>ハ (北緯: 32° 48.841' 東経: 129° 07.368' ) ニ (北緯: 32° 48.031' 東経: 129° 08.288' ) を結ぶ範囲  |
| 平成11年度        | 〃   | 北緯: 32° 37.491' 東経: 128° 56.369' を中心点とする半径2kmに囲まれた範囲  |
| 平成14年度        | 〃   | イ (北緯: 32° 51.210' 東経: 128° 41.747' ) ロ (北緯: 32° 50.388' 東経: 128° 42.844' )<br>ハ (北緯: 32° 50.838' 東経: 128° 41.207' ) ニ (北緯: 32° 49.927' 東経: 128° 42.304' ) を結ぶ範囲  |
| 平成23年度        | 〃   | イ (北緯: 33° 03.884' 東経: 128° 58.164' ) ロ (北緯: 33° 02.913' 東経: 128° 58.164' )<br>ハ (北緯: 33° 03.884' 東経: 128° 58.937' ) ニ (北緯: 33° 02.913' 東経: 128° 58.937' ) を結ぶ範囲  |
| 昭和63年度        | 壱 岐 | イ (北緯: 33° 57.005' 東経: 129° 42.017' ) ロ (北緯: 33° 55.095' 東経: 129° 42.017' )<br>ハ (北緯: 33° 55.095' 東経: 129° 44.063' ) ニ (北緯: 33° 57.005' 東経: 129° 44.063' ) を結ぶ範囲  |
| 平成10年度        | 〃   | イ (北緯: 33° 40.166' 東経: 129° 37.953' ) ロ (北緯: 33° 39.547' 東経: 129° 38.333' )<br>ハ (北緯: 33° 39.666' 東経: 129° 36.663' ) ニ (北緯: 33° 39.016' 東経: 129° 37.073' ) を結ぶ範囲  |
| 平成14年度        | 〃   | イ (北緯: 33° 54.877' 東経: 129° 47.328' ) ロ (北緯: 33° 55.120' 東経: 129° 48.044' )<br>ハ (北緯: 33° 56.059' 東経: 129° 46.718' ) ニ (北緯: 33° 56.307' 東経: 129° 47.448' ) を結ぶ範囲  |
| 平成18年度        | 〃   | イ (北緯: 33° 43.297' 東経: 129° 47.777' ) ロ (北緯: 33° 42.378' 東経: 129° 48.857' )<br>ハ (北緯: 33° 41.703' 東経: 129° 48.032' ) ニ (北緯: 33° 42.608' 東経: 129° 46.925' ) を結ぶ範囲  |
| 平成22～<br>26年度 | 〃   | 北緯: 33° 51.492' 東経: 129° 36.681'  |
| 昭和54年度        | 対 馬 | イ (北緯: 34° 26.760' 東経: 129° 27.007' ) ロ (北緯: 34° 26.079' 東経: 129° 26.979' )<br>ハ (北緯: 34° 26.107' 東経: 129° 29.344' ) ニ (北緯: 34° 26.667' 東経: 129° 29.361' ) を結ぶ範囲  |
| 平成8年度         | 〃   | イ (北緯: 34° 17.822' 東経: 129° 09.535' ) ロ (北緯: 34° 19.062' 東経: 128° 42.844' )<br>ハ (北緯: 34° 17.892' 東経: 129° 09.045' ) ニ (北緯: 34° 19.251' 東経: 129° 09.045' ) を結ぶ範囲  |
| 平成13年度        | 〃   | イ (北緯: 34° 14.962' 東経: 129° 23.694' ) ロ (北緯: 34° 14.672' 東経: 129° 25.214' )<br>ハ (北緯: 34° 14.332' 東経: 129° 23.514' ) ニ (北緯: 34° 14.032' 東経: 129° 25.043' ) を結ぶ範囲  |
| 平成18年度        | 〃   | イ (北緯: 34° 36.500' 東経: 129° 32.377' ) ロ (北緯: 34° 35.987' 東経: 129° 33.828' )<br>ハ (北緯: 34° 35.085' 東経: 129° 33.377' ) ニ (北緯: 34° 35.582' 東経: 129° 31.927' ) を結ぶ範囲  |
| 平成23～<br>25年度 | 〃   | イ (北緯: 34° 02.639' 東経: 129° 11.585' ) ロ (北緯: 34° 02.640' 東経: 129° 12.170' )<br>ハ (北緯: 34° 01.665' 東経: 129° 11.588' ) ニ (北緯: 34° 01.666' 東経: 129° 12.173' ) を結ぶ範囲  |
| 平成26～<br>28年度 | 〃   | イ (北緯: 34° 26.125' 東経: 129° 14.417' ) ロ (北緯: 34° 25.809' 東経: 129° 14.144' )<br>ハ (北緯: 34° 25.469' 東経: 129° 13.982' ) ニ (北緯: 34° 25.094' 東経: 129° 13.879' )<br>ホ (北緯: 34° 24.711' 東経: 129° 13.775' ) ヘ (北緯: 34° 24.677' 東経: 129° 14.236' )<br>ト (北緯: 34° 24.327' 東経: 129° 13.751' ) チ (北緯: 34° 23.990' 東経: 129° 13.518' )<br>リ (北緯: 34° 24.000' 東経: 129° 13.988' ) を結ぶ範囲 |

(注1) 世界測地系に拠る。

(注2) 人工礁とは、未利用海域に新規に漁場を整備したものをいう。

別表第3 (その2)

下表に示す海域礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

| 設置年度   | 海 域 | 設 置 範 囲  |
|--------|-----|--|
| 昭和62年度 | 五 島 | イ(北緯:32° 57.826' 東経:128° 48.869' ) ロ(北緯:32° 56.579' 東経:128° 50.439' )<br>ハ(北緯:32° 57.089' 東経:128° 48.239' ) ニ(北緯:32° 56.139' 東経:128° 49.769' ) を結ぶ範囲 |
| 平成5年度  | 〃   | 北緯:33° 05.238' 東経:128° 55.538' を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲   |
| 平成10年度 | 〃   | 北緯:32° 50.999' 東経:128° 44.369' を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲   |

(注1) 日本測地系に拠る。

(注2) 海域礁とは、広範囲の未利用海域で、新規漁場を開発するために「人工礁」を複数箇所整備したものをいう。

別表第4 (その1)

下表に示す湧昇流漁場の範囲

| 設置年度   | 海 域 | 採 取 禁 止 区 域                                       |
|--------|-----|---|
| 平成10年度 | 五 島 | 設置中心点(北緯:32° 53.199' 東経:129° 16.874' ) から半径3kmの範囲 |
| 平成14年度 | 壱 岐 | 設置中心点(北緯:33° 51.492' 東経:129° 36.681' ) から半径6kmの範囲 |

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 湧昇流漁場とは、ついたて状の大型構造物を設置することにより人工的に湧昇流を発生させるために整備したものをいう。

別表第4 (その2)

下表に示す人工海底山脈漁場の範囲

| 設置年度          | 海 域   | 採 取 禁 止 区 域                                       |
|---------------|-------|---|
| 平成12年度        | 長崎県北部 | 設置中心点(北緯:33° 28.680' 東経:129° 25.490' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成18年度        | 長崎県北部 | 設置中心点(北緯:33° 21.160' 東経:129° 10.230' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成18年度        | 長崎県北部 | 設置中心点(北緯:34° 24.700' 東経:129° 29.160' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成19年度        | 長崎県西部 | 設置中心点(北緯:32° 51.950' 東経:128° 48.200' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成20年度        | 長崎県西部 | 設置中心点(北緯:32° 41.400' 東経:129° 40.780' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成22年度        | 長崎県北部 | 設置中心点(北緯:33° 48.385' 東経:129° 30.664' ) から半径6kmの範囲 |
| 平成23~<br>26年度 | 対馬西   | 設置中心点(北緯:34° 07.568' 東経:129° 08.599' ) から半径6kmの範囲 |

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 人工海底山脈漁場とは、人工的に湧昇流を発生させるとともに、魚礁としての機能を併せ持つ、ブロック等を積み上げた山脈状のものをいう。

別表第5

(地すべりを助長する区域)

| 番号 | 区域名   | 所在市町村名    | 関係地方機関 |
|----|-------|-----------|--------|
| 1  | 大屋地区  | 佐世保市(鹿町町) | 県北振興局  |
| 2  | 上浦地区  | 佐世保市      |        |
| 3  | 宮ノ前地区 | 佐世保市(鹿町町) |        |
| 4  | 西小串地区 | 川棚町       |        |

|    |       |           |       |
|----|-------|-----------|-------|
| 5  | 小串地区  | 〃         | 長崎振興局 |
| 6  | 源代海岸  | 長崎市（野母崎町） |       |
| 7  | 木場海岸  | 〃         |       |
| 8  | 美砂子海岸 | 〃         |       |
| 9  | 木場海岸  | 長崎市（三和町）  |       |
| 10 | 藤田尾海岸 | 〃         |       |

（注）区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。  
様式第1号（3関係）

転載・沖積行為届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏名又は名称  
（法人にあつては  
その代表者の氏名）

印

採取した海砂の転載・沖積をしたいので、下記のとおり届け出ます。

1 行為の理由

2 行為にかかる数量

3 行為の期間 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

4 採取船名及び転載船名

**長崎県告示第237号**

長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年長崎県告示第986号）の全部を次のように改正し、令和2年4月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県建設工事標準請負契約書

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 年 月 日から  
年 月 日まで

4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 )

6 契約保証金

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に関する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記入する。

注：5の請負代金額には、(1)及び(2)に定める費用を含む。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所  
氏 名 長崎県

印

受 注 者 住 所  
氏 名

印

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を契約締結後30日以内に、計画工程表については、工期の開始の日から40日以内に、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び計画工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1（知事が定めて別に告示する長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）の定める調査を行い本契約を締結した場合又は別に定める履行確実性評価方式試行要領（以下「履行確実性評価試行要領」という。）に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は

10分の3)以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
  - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第7条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
  - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、協議、通知、承諾及び受理
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

四 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の権限の行使は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。

3 この契約による工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならない（監理技術者補佐を設置する場合を除く。）ものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。

4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

7 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、発注者の検査に合格した工事材料を、監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、発注者の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつ

たときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工で

きないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

#### （一般的損害）

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
  - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
  - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の2）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
  - 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の2）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
  - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

#### (中間前金払)

第38条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第35条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
  - 二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
  - 三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 12 受注者が中間前払金の支払いを受けているときは、第35条第4項から第6項までの規定は適用しない。

13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第40条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\begin{aligned} \text{部分引渡しに係る請負代金の額} &= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ &\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) \end{aligned}$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第41条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|    |   |
|----|---|
| 年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|    |   |
|----|---|
| 年度 | 円 |
|----|---|

|    |   |
|----|---|
| 年度 | 円 |

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額（以下この条及び第44条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分（                      円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則)

第43条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第38条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第38条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第38条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第11項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ 

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
  - {請負代金相当額- (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
- $\times$  当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(B)

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ 

- 前会計年度までの支払金額- (請負代金相当額-前年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額+当該会計年度の間前払金額)
- / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|    |   |
|----|---|
| 年度 | 回 |

(第三者による代理受領)

第45条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第40条において準用する場合を含む。）又は第39条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第46条 受注者は、発注者が第35条、第38条、第39条又は第40条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第47条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## (発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第50条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (発注者の催告による解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第47条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (発注者の催告によらない解除権)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約

の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十二 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。ハ及び第56条第7項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第56条第7項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第52条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条 第52条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第55条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査

することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第38条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第52条又第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又ははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第52条又は第53条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第49条又は第50条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第49条又は第50条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により

選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
  - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。
  - 6 第2項の場合（第50条第9号、第11号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
  - 7 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。
    - 一 第50条12号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
    - 二 第50条12号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
    - 三 第50条12号ニに該当する場合であって、同号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
    - 四 第50条12号ニに該当する場合であって、受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
  - 8 受注者が第2項及び前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
  - 9 受注者は、契約の履行を理由として、第2項及び第7項の違約金を免れることができない。
  - 10 第2項及び第7項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
  - 11 発注者は、第2項及び第7項の場合において、受注者が共同企業体で、既に解散しているときは、その構成員であった者の全部又は一部に対して第2項及び第7項に定める額の違約金の支払い及び前項に規定する賠償を請求することができる。

この場合においては、請求を受けたものはその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第58条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は5項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
  - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸水に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
  - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第59条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第60条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による長崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

## (仲 裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

## (補 則)

第62条 この契約書に定めるもののほか、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）及び長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の定めるところによるものとし、これらの規定及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書中頭書の4、監理技術者補佐に関する部分及び第21条の規定は、令和2年10月1日から適用する。

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 長崎県建設工事紛争審査会

（当事者双方の再度の合意により、中央建設工事紛争審査会に紛争処理を申請することができるものとする。）

年 月 日

発注者 長崎県

印

受注者

印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

**長崎県告示第238号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 大浜福江線

道路の区域

| 区 間                                  | 区域変更<br>前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|--------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 五島市下崎山町154番4地先から<br>五島市下崎山町154番1地先まで | 前            | 11.5~17.3       | 0.7           |     |
|                                      | 後            | 11.5~11.5       | 0.7           |     |

**長崎県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 諫早外環状線

道路の区域

| 区 間                                | 区域変更<br>前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 諫早市平山町288番8地先から<br>諫早市平山町280番2地先まで | 前            | 27.0~41.6       | 40.0          |     |
|                                    | 後            | 27.0~41.6       | 40.0          |     |

**長崎県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

| 区 間  | 区域変更<br>前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 官公有無番地先<br>(五島市岐宿町川原字河ノ窄1468番地9) から<br>官公有無番地先<br>(五島市岐宿町川原字河ノ窄1468番地3) まで | 前            | 47.7~51.9       | 26.2          |     |
|  | 後            | 49.6~67.8       | 26.2          |     |

**長崎県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 384号

道路の区域

| 区 間  | 区域変更<br>前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 五島市岐宿町川原字古里3549番1地先から<br>五島市岐宿町川原字古里3549番1地先まで | 前            | 16.4~25.2       | 45.0          |     |
|  | 後            | 16.4~59.9       | 45.0          |     |

**長崎県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保日野松浦線

道路の区域

| 区 間  | 区域変更<br>前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 松浦市志佐町浦免字大浜191番2地先から<br>松浦市志佐町浦免字大浜191番2地先まで | 前            | 14.9~19.5       | 7.0           |     |
|  | 後            | 14.2~14.9       | 7.0           |     |

**長崎県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名    | 供用開始の区間                              | 供用開始年月日   |
|---------------|--------------------------------------|-----------|
| 一般県道<br>大浜福江線 | 五島市下崎山町154番4地先から<br>五島市下崎山町172番4地先まで | 令和2年3月24日 |

**長崎県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名     | 供用開始の区間                            | 供用開始年月日   |
|----------------|------------------------------------|-----------|
| 一般県道<br>諫早外環状線 | 諫早市平山町288番8地先から<br>諫早市平山町280番2地先まで | 令和2年3月27日 |

**長崎県告示第245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名        | 供用開始の区間                                      | 供用開始年月日   |
|-------------------|--|-----------|
| 主要地方道<br>佐世保日野松浦線 | 松浦市志佐町浦免字寺田198番3地先から<br>松浦市志佐町浦免字寺田198番3地先まで | 令和2年3月24日 |

**長崎県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名        | 供用開始の区間                                      | 供用開始年月日   |
|-------------------|--|-----------|
| 主要地方道<br>佐世保日野松浦線 | 松浦市志佐町浦免字大浜191番2地先から<br>松浦市志佐町浦免字大浜191番2地先まで | 令和2年3月24日 |

**長崎県告示第247号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称  
島原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

島原都市計画道路事業

3・5・12号 親和町湊広場線

3 施行期間

自 令和2年3月24日 至 令和12年3月31日

4 事業地

収用の部分 島原市新湊二丁目、南下川尻町、緑町、下川尻町、湊町地内

使用の部分 なし

**長崎県告示第248号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 施行者の名称

島原市

2 都市計画事業の種類及び名称

島原都市計画道路事業

3・5・5号 安徳新山線

3 施行期間

自 令和2年3月24日 至 令和9年3月31日

4 事業地

収用の部分 島原市南下川尻町、下川尻町、緑町地内

使用の部分 なし

**長崎県告示第249号**

長崎県管理港湾肥前大島港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置く。

令和2年3月24日

肥前大島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

| 港湾名   | 種 類  |            | 位 置      | 数量及び能力                                   |
|-------|------|------------|----------|--|
|       | 施設名  | 名 称        |          |  |
| 肥前大島港 | 臨港道路 | 寺島臨港道路（C）  | 西海市大島町   | 延長 173m                                  |
|       | 浮棧橋  | 寺島1号浮棧橋    | 西海市大島町地先 | 構造 FRP製<br>延長 90m<br>幅員 3.0m<br>水深 -3.0m |
|       | 物揚場  | 寺島物揚場（C）   | 西海市大島町地先 | 延長 90m                                   |
|       | 船揚場  | 寺島船揚場（A）   | 西海市大島町地先 | 面積 1,255㎡                                |
|       | 泊地   | 寺島南小型泊地（B） | 西海市大島町地先 | 面積 3,624㎡<br>水深 -3.0m                    |
|       | 野積場  | 寺島野積場D     | 西海市大島町地先 | 面積 569㎡                                  |

**長崎県告示第250号**

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前     |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
|---|---------|--|----------|---|--|--|---|--|--|----------|--------|--|---|--|--|----------|---------|--|---|--|--|----|----|---|--|----------|--------|-------------|-------|---|--|---|----|----|----------|---|--|--|----------|--------|-------|---|--|--|----------|--------|-------------------------------|---|--|--|----------|---------|--|---|--|--|----|----|---|--|-------------|-------|---|--|
| <p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行対馬支店</td> <td>対馬市厳原町</td> <td>対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、<u>対馬歴史研究センター</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>親和銀行大村支店</td> <td>大村市東三城町</td> <td>消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行稲佐支店</td> <td>長崎市丸尾町</td> </tr> <tr> <td>十八銀行稲佐中央通支店</td> <td>長崎市曙町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4 略</p> | 名称      | 位置   | 取扱部局又はかい | 略 |  |  | 略 |  |  | 十八銀行対馬支店 | 対馬市厳原町 | 対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、 <u>対馬歴史研究センター</u> | 略 |  |  | 親和銀行大村支店 | 大村市東三城町 | 消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署 | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 略 |  | 十八銀行稲佐支店 | 長崎市丸尾町 | 十八銀行稲佐中央通支店 | 長崎市曙町 | 略 |  | <p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行稲佐支店</td> <td>長崎市丸尾町</td> <td>稲佐警察署</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行対馬支店</td> <td>対馬市厳原町</td> <td>対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、対馬歴史民俗資料館</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>親和銀行大村支店</td> <td>大村市東三城町</td> <td>消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署、<u>新幹線文化財調査事務所</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>十八銀行稲佐中央通支店</td> <td>長崎市曙町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4 略</p> | 名称 | 位置 | 取扱部局又はかい | 略 |  |  | 十八銀行稲佐支店 | 長崎市丸尾町 | 稲佐警察署 | 略 |  |  | 十八銀行対馬支店 | 対馬市厳原町 | 対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、対馬歴史民俗資料館 | 略 |  |  | 親和銀行大村支店 | 大村市東三城町 | 消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署、 <u>新幹線文化財調査事務所</u> | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 略 |  | 十八銀行稲佐中央通支店 | 長崎市曙町 | 略 |  |
| 名称  | 位置      | 取扱部局又はかい   |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行対馬支店  | 対馬市厳原町  | 対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、 <u>対馬歴史研究センター</u>   |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 親和銀行大村支店  | 大村市東三城町 | 消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署                     |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 名称  | 位置      |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行稲佐支店  | 長崎市丸尾町  |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行稲佐中央通支店   | 長崎市曙町   |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 名称  | 位置      | 取扱部局又はかい   |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行稲佐支店  | 長崎市丸尾町  | 稲佐警察署  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行対馬支店  | 対馬市厳原町  | 対馬振興局、対馬南警察署、対馬高等学校、対馬歴史民俗資料館  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 親和銀行大村支店  | 大村市東三城町 | 消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署、 <u>新幹線文化財調査事務所</u> |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 名称  | 位置      |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 十八銀行稲佐中央通支店   | 長崎市曙町   |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |
| 略   |         |  |          |   |  |  |   |  |  |          |        |  |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |          |        |             |       |   |  |   |    |    |          |   |  |  |          |        |       |   |  |  |          |        |                               |   |  |  |          |         |  |   |  |  |    |    |   |  |             |       |   |  |

**長崎県告示第251号**

かいの指定（平成11年長崎県告示第496号の18）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後                               | 改正前  |
|-----------------------------------|--|
| <p>略</p> <p><u>対馬歴史研究センター</u></p> | <p>略</p> <p><u>対馬歴史民俗資料館</u></p> <p><u>新幹線文化財調査事務所</u></p> |

---

**公 告**

---

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス長与嬉里店  
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字田尾8番1の一部、8番3の一部、40番1、40番4、40番5、41番1、42番1の一部、42番12の一部、50番1、50番4
- 2 届出の概要
  - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
第一福岡ビルS館四階
  - (2) 大規模小売店舗の新設  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,527.06平方メートル
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長与町長 吉田 慎一
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長与町建設産業部産業振興課及び時津町建設部産業振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ諫早  
長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
諫早市長 宮本 明雄
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市商工振興部商工観光課

**大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）長崎市川口町商業施設開発PJ

長崎県長崎市川口町70番6

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

JR西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 大久保 憲一

東京都港区芝五丁目34番6号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 10,558平方メートル

3 意見書の概要

(1) 本施設から、国道206号に直接出入りすること自体は法的には問題がないとの認識であるので、十分な安全対策を取った上で、国道206号から本施設に直接的に出入りできるよう関係各所が対応策を検討、実行するよう求める。

(2) 市道浜口町川口町1号線（長崎北郵便局裏側）については、本施設の入庫待ち車両等による交通渋滞等が発生しないよう、必要な時間帯には適切な人数の交通誘導員を配置すること求める。

(3) 周辺道路の利用（上記交通誘導員の誘導方法も含む）については、周辺地域に居住する住民の利用を優先する体制作りをすることを求める。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス若葉町店

長崎県長崎市若葉町16番1 外

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,773平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

若葉町自治会会長 後浜 能成

(2) 意見書の内容

- ・店舗、開店時間中の来店車両の渋滞対策
- ・店舗駐車場出入口の交差点付近、および国道側交差点2ヶ所、JR側交差点3ヶ所はかなりの渋滞が予測される。
- ・来店車両による町内路地への迂回路利用は危険防止のため絶対にやめていただく（店舗看板設置）

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

**土地改良区の設立の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大野地区土地改良区  
認可年月日 令和2年3月12日

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小豆崎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 就 任 役 員<br>理 事 |                 | 退 任 役 員<br>理 事 |              |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|
| 氏 名            | 住 所             | 氏 名            | 住 所          |
| 松 野 成 敏        | 諫早市飯盛町中山949番地   | 高 屋 武 信        | 諫早市小豆崎町509番地 |
| 山 口 津与志        | 諫早市飯盛町山口548番地1  | 金 原 由紀男        | 諫早市西里町506番地  |
| 宮 崎 英 輝        | 長崎市さくらの里1-23-13 | 岩 永 安 之        | 諫早市中田町100番地  |
| 久 本 恭 史        | 諫早市小豆崎町1031番地4  | 山 口 政 利        | 諫早市福田町3246番地 |

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山端土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 就 任 役 員<br>理 事 |               | 退 任 役 員<br>理 事 |                |
|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 氏 名            | 住 所           | 氏 名            | 住 所            |
| 出 口 源 次        | 五島市吉田町3098番地7 | 水 戸 逸 雄        | 五島市吉田町3569番地第2 |
| 佐々野 定 武        | 五島市吉田町3402番地2 | 水 戸 源 氏        | 五島市吉田町3019番地4  |
| 梶 山 三千利        | 五島市高田町2141番地3 | 野 口 安 雄        | 五島市高田町1742番地1  |

|                |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 蓮 本 亀 之        | 五島市高田町647番地    | 水久保 善 弥        | 五島市高田町793番地    |
| 下 村 真 一        | 五島市堤町1428番地 1  | 川 口 貞 憲        | 五島市堤町2501番地 1  |
| 寺 脇 丈 敏        | 五島市吉田町1407番地 1 | 寺 脇 八 夫        | 五島市吉田町833番地 1  |
| 横 山 忠 司        | 五島市吉田町2324番地 3 | 竹 村 ヨシ子        | 五島市吉田町2420番地   |
| 出 口 傳          | 五島市籠淵町2193番地 4 | 千代田 三 則        | 五島市籠淵町646番地    |
| 佐々木 信 一        | 五島市上大津町722番地 1 | 加 藤 八 男        | 五島市上大津町996番地   |
| 山 口 利 治        | 五島市松山町569番地 1  | 山 口 正 三        | 五島市松山町409番地 5  |
| 就 任 役 員<br>監 事 |                | 退 任 役 員<br>監 事 |                |
| 水 戸 久 俊        | 五島市吉田町3568番地 2 | 野 口 善 一        | 五島市高田町964番地 5  |
| 平 田 三 義        | 五島市堤町1175番地 4  | 谷 川 としみ        | 五島市吉田町2562番地 1 |
| 田 中 正 實        | 五島市上大津町770番地   | 千代田 三 弥        | 五島市籠淵町2359番地 5 |

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、岐宿土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

| 就 任 役 員<br>理 事 |                  | 退 任 役 員<br>理 事 |                  |
|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 氏 名            | 住 所              | 氏 名            | 住 所              |
| 田 端 聡          | 五島市岐宿町岐宿344番地 3  | 大 松 善 浩        | 五島市岐宿町岐宿347番地 1  |
| 中 山 権一郎        | 五島市岐宿町岐宿76番地     | 中 山 権一郎        | 五島市岐宿町岐宿76番地     |
| 洗 川 泰 弘        | 五島市岐宿町岐宿2450番地 1 | 洗 川 泰 弘        | 五島市岐宿町岐宿2450番地 1 |
| 荒 木 輝 夫        | 五島市岐宿町岐宿2509番地 2 | 平 田 宗 昭        | 五島市岐宿町岐宿3350番地 1 |
| 木 戸 庄 吾        | 五島市岐宿町岐宿2249番地 1 | 平 野 仁          | 五島市岐宿町岐宿2259番地   |
| 菊 谷 正 憲        | 五島市上大津町270番地 1   | 花 川 錦 章        | 五島市岐宿町岐宿1032番地   |
| 寺 田 傳          | 五島市岐宿町岐宿979番地 8  | 橋 本 惣 一        | 五島市岐宿町岐宿366番地 1  |
| 菊 谷 岩 雄        | 五島市岐宿町岐宿1588番地   | 山 川 義 憲        | 五島市岐宿町岐宿1694番地 1 |
| 大 窄 誠 一        | 五島市岐宿町楠原769番地 2  | 洗 川 保 成        | 五島市岐宿町楠原901番地    |
| 久保田 眞 一        | 五島市岐宿町楠原513番地 2  | 今 里 邦 夫        | 五島市岐宿町楠原1190番地 4 |
| 樽 角 正 彦        | 五島市岐宿町楠原299番地 3  | 中 野 敏 行        | 五島市岐宿町楠原1425番地 3 |

| 就 任 役 員<br>監 事 |                 | 退 任 役 員<br>監 事 |                 |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平 田 寛          | 五島市岐宿町岐宿2273番地4 | 柳 田 靖 夫        | 五島市岐宿町岐宿3396番地1 |
| 山 下 栄 一        | 五島市岐宿町岐宿1824番地2 | 柳 田 善 夫        | 五島市岐宿町岐宿373番地   |
| 今 里 日出海        | 五島市岐宿町楠原396番地2  | 高 巢 勝 彦        | 五島市岐宿町楠原1303番地  |

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 寺脇土地改良区  
認可年月日 令和2年3月16日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款第5条の変更を認可した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 富江土地改良区  
認可年月日 令和2年3月12日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 福江土地改良区  
認可年月日 令和2年3月12日

**指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更（公告）**

次のとおり、委任した指定構造計算適合性判定機関より、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づく変更の届出があったので公告する。

令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委 任 番 号 第5号
- 2 名 称 及 び 住 所 株式会社 東京建築検査機構  
東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 3 変 更 す る 事 項 業務を行う事務所の所在地の変更
- 4 変 更 内 容 (新) (1) 構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10番16号  
(2) TBTC名古屋構造センター 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号  
(3) TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号  
(4) TBTC中国構造センター 広島県広島市中区銀山町3番1号  
(旧) (1) 構造判定事業部 東京都中央区東日本橋富沢町10番16号  
(2) TBTC名古屋構造センター 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号  
(3) TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号

5 変更日 令和2年4月1日

**二級建築士試験の実施内容に関する変更（公告）**

二級建築士試験の実施（令和2年3月3日付け長崎県公報第10903号）の変更について、次のように公告する。  
令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 郵送による受験申込受付期間

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 変更前 | 令和2年3月25日（水）から令和2年3月31日（火）まで |
| 変更後 | 令和2年3月25日（水）から令和2年4月13日（月）まで |

2 受付場所における受験申込み  
中止する。

**木造建築士試験の実施内容に関する変更（公告）**

木造建築士試験の実施（令和2年3月3日付け長崎県公報第10903号）の変更について、次のように公告する。  
令和2年3月24日

長崎県知事 中村 法道

1 郵送による受験申込受付期間

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 変更前 | 令和2年3月25日（水）から令和2年3月31日（火）まで |
| 変更後 | 令和2年3月25日（水）から令和2年4月13日（月）まで |

2 受付場所における受験申込み  
中止する。

**選挙管理委員会告示**

**長崎県選挙管理委員会告示第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和2年3月24日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

- |   |  |          |
|---|--|----------|
| 1 | 50分の1の数  | 22,664人  |
| 2 | 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 241,649人 |
| 3 | 県議会議員選挙区別の3分の1の数   |          |
|   | 長崎市  | 117,884人 |
|   | 佐世保市・北松浦郡  | 73,724人  |
|   | 島原市  | 12,567人  |
|   | 諫早市  | 37,767人  |
|   | 大村市  | 26,018人  |
|   | 平戸市  | 8,827人   |
|   | 松浦市  | 6,335人   |
|   | 対馬市  | 8,600人   |
|   | 壱岐市  | 7,384人   |

|      |         |
|------|---------|
| 五島市  | 10,614人 |
| 西海市  | 7,809人  |
| 雲仙市  | 12,171人 |
| 南島原市 | 12,922人 |
| 西彼杵郡 | 19,362人 |
| 東彼杵郡 | 10,204人 |
| 南松浦郡 | 5,546人  |

## 監査委員公表

### 監査委員公表第1号

平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）に基づく改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定により長崎県監査基準を次のように定めたので、同条第3項の規定により公表する。

令和2年3月24日

|         |         |
|---------|---------|
| 長崎県監査委員 | 濱 本 磨毅穂 |
| 同       | 砺 山 和 仁 |
| 同       | 山 田 朋 子 |
| 同       | 山 本 由 夫 |

### 長崎県監査基準

#### 第1章 総則

（本基準の目的）

第1条 長崎県監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第2条 監査委員は、本基準に従って監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。なお、本基準によることが難しい事項又は本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

#### 第2章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的等）

第3条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、公正不偏の態度を保持しながら県民と同じ視点に立ち、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第4条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

##### 一 財務監査（法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

##### 二 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

##### 三 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

#### 四 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査するとともに、公企法が適用される経営に係る事業の決算審査においては、常に企業の経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されているかについても審査すること

#### 五 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

#### 六 基金運用審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す決算その他関係書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

#### 七 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいう。第19条第2項第7号において同じ。）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

#### 八 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 前項第一号に規定する財務監査は、毎年度、定期監査（法第199条第4項）として実施し、必要に応じて随時監査（法第199条第5項）としても実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第5条 監査委員は、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第6条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持するとともに、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（守秘義務）

第7条 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（専門性）

第8条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第9条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

（情報管理）

第10条 監査委員は、監査等を通じて入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等を通じて入手した個人情報について、長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

### 第3章 実施基準

（監査計画）

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、毎年度、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第12条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第19条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第13条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査を行うにあたっては、原則として、監査の対象となる機関に対し、監査の種別、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

（監査等の証拠入手）

第15条 監査委員は、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（学識経験者等の意見の聴取並びに監査専門委員、外部監査人等との連携）

第17条 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

2 代表監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

3 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

#### 第4章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第18条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第19条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の着眼点（評価項目）

五 監査等の実施内容

六 監査等の結果

- 2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
  - 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
  - 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
  - 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること、公企法が適用される経営に係る事業の決算審査においては、併せて、常に企業の経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されていること
  - 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
  - 六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
  - 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
  - 八 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第20条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - 四 決算審査に係る意見の決定
  - 五 基金運用審査に係る意見の決定
  - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
  - 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容  
(措置状況の公表等)

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和2年3月6日付け長崎県公報第10904号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行  | 誤           | 正         |
|-----|----|-------------|-----------|
| 225 | 13 | 壱岐市郷ノ浦町長峰坪触 | 壱岐市郷ノ浦町坪触 |

電話代表  
直通表(八二四)  
二一一一  
四一

令和2年3月6日付け長崎県公報第10904号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行  | 誤                           | 正                           |
|-----|----|-----------------------------|-----------------------------|
| 218 | 34 | かじめ指定する職員に掲示し、様式第12号の消印により消 | かじめ指定する職員に提示し、様式第12号の消印により消 |

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号  
株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ン  
弥ト